

第四十六回 参議院法務委員会會議録第十八号

昭和三十九年四月九日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月八日

辞任

山本 利壽君 鈴木 万平君
川野 三曉君 迫水 久常君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福蔵君
理事 後藤 義隆君
迫水 久常君
稲葉 誠一君
和泉 覚君

委員

植木 光教君
大谷 賛雄君
鈴木 一司君
田中 啓一君
中村 順造君
岩間 正男君
山高しげり君

國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君
國務大臣 赤澤 正道君
國務大臣 福田 篤泰君

政府委員

警察庁刑事局長 日原 正雄君
防衛庁教育局長 堀田 政孝君
防衛庁人事局長 小幡 久男君
防衛庁経理局長 上田 克郎君
防衛施設庁長官 小野 裕君
防衛施設庁 沼尻 元一君
防衛施設庁 総務部長

法務政務次官

天竺 良吉君

法務省民事局長

平賀 健太君

法務省刑事局長

竹内 壽平君

法務省訟務局長

青木 義人君

文部省管理局長

杉江 清君

事務局側

常任委員 西村 高兄君

会専門員

川井 昌吉君

警察庁保安

局外勤課長

石井市次郎君

防衛施設庁総務

部施設調査官

羽山 忠弘君

法務省刑事

局刑事課長

伊藤 栄樹君

法務省刑事

局参事官

山中 駿一君

外務省アメリカ

局安全保障課長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○民事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(千葉県下における自衛隊員による

暴行事件に関する件)

(町田市における米軍機墜落事故に

関する件)

(選挙違反事件及び千葉工業大学の

紛争事件等に関する件)

○刑事補償法の一部を改正する法律案

去る四月七日、理事迫水久常君が一

時委員を辞任されましたため、理事に

欠員を生じておりますので、補欠互選

を行ないたいと存じます。互選につき

ましては、委員長にその指名を御一任

願いたいと存じますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと

認め、理事に迫水久常君を指名いたし

ます。

○委員長(中山福蔵君) 次に、民事訴

訟法の一部を改正する法律案を議題と

し、質疑を行ないます。

○稲葉誠一君 民事訴訟法の一部を改

正する法律案、手形訴訟を認める法案

ですが、以前にも、為替訴訟という名

前だったと思ひますが、あつたわけ

ですね。その経過はどういうんでしょ

うか。

○政府委員(平賀健太君) 以前に為替

訴訟の制度がございまして、これは御

承知のとおり旧民事訴訟法にあつたわ

けでございまして。しかし、大正十五年

に現行の民事訴訟法がございした当

時、現行法で十分手形事件についても

審理の促進がはかられるであろうとい

うことで、旧民事訴訟にありました為替

訴訟の制度をやめたのでございまして。

○稲葉誠一君 旧民事訴訟の為替訴訟の制

度というのは、実際にはほとんど利用

されなかつたんじゃないんですか。そ

の利用度はどの程度でしたか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰

せのとおりでございまして、必ずしも

利用されなかつたのでございまして。

○稲葉誠一君 ですから、その利用度

というの、どの程度……

○政府委員(平賀健太君) ちょっと正

確な統計を持ち合わせないのでござい

ますが、為替訴訟制度が生きておりま

した最後の年度でございました昭和三

年における全国地方裁判所及び全国区

裁判所の第一審の証書訴訟及び為替

訟事件の総件数として、合計三万九千

件という数字があげてございまして。こ

れから見ますと、ある程度の利用は

やつぱりあつたわけでございます。な

お、念のために通常訴訟事件の総件数

は同年で三十一万七千で、約十分の一

前後が為替訴訟あるいは証書訴訟で

あつたという数字がございまして。

○稲葉誠一君 それは全体の民事事件

の一割ぐらいが為替訴訟の事件だった

という意味ですか、手形金事件の一割

ぐらいが為替訴訟であつたという意味

ですか。

○政府委員(平賀健太君) 全体の事件

の一割という意味でございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、手形金事

件の中で為替訴訟をやつていたのは相

当あるわけじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) ある程度ご

ざいまして。

○稲葉誠一君 それはどの程度の割合

であつたわけですか。全体の事件では

なくて、手形金事件の中で為替訴訟が

行なわれていたわけでしょう。それは

どの程度あつたんですか。

○政府委員(平賀健太君) その件につ

きましては、ちょっと資料がございま

せんので、あとで裁判所のほうに照会

をいたしまして、もし資料があれば次

回までに提出いたしたいと思ひます。

○稲葉誠一君 大体どの程度かわかり

ませんか。半分ぐらいいつていたの

ですか、半分までいかなかったのです

か。

○政府委員(平賀健太君) 調べまし

て……。ちょっと見当がつかねるの

でございまして。そういう資料が裁判所

にあるかどうかはわかりませんが、調

べてみます。

○稲葉誠一君 それは古いことですか

ら、あまりたいした関係はないわけ

すけれどもね。

そうすると、為替訴訟の制度があつ

たんだと。それで、大正十五年に民事

訴訟ができて、民事訴訟が施行になつてからも

為替訴訟の制度はしばらく継続してい

たわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 新民訴訟が昭

和四年から施行されました関係で、制

定は大正十五年でございましてから、そ

ういう関係でそれまでは旧民事訴訟で

あつたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、新民訴訟が

昭和四年から施行になつたときに、新

しい民事訴訟になれば為替訴訟の制度はな

くてもやつていけるんだということ

だったんですね、いまの御説明は。そ

の理由はどのようところにあつたので

すか。

○政府委員(平賀健太君) これは、旧

民事訴訟にございした為替訴訟の系統と

いうのがかなり複雑であつたのも一つ

の原因でございまして。為替訴訟で提起

されました場合、これは手形その他の文書のみが証拠方法になるわけでございます。被告が争っておりません場合には、御承知のように留保判決というものをいたすわけでございます。そして、留保判決というもので一応手形金の請求事件についての判決がございしますが、なお通常訴訟としても係属しておるといふ状態なのでございます。で、手続が二つと並行して進むというふうな関係になるのでして、非常に複雑であつたこと、これがまあ一つの原因で、必ずしも合理的でないという旧民訴にございまして、為替訴訟制度自体に内在する欠陥があつた。それから、新民訴におきましては、新しく欠席判決の制度でございすとか、とにかく訴訟促進ということを考慮しました規定が入つたというところで、新民訴でやればあつた複雑な手続の為替訴訟制度を残さなくても十分間に合うというのが当時の立法者の考えであつたように思ふのでございます。

ところが、実際新民訴を運用して見まして、その後非常に裁判所の事件がふえたということもございすけれども、必ずしも新民訴の立法者が考へておつたとおりに動かないということでもつて、今回のような手形訴訟制度を違つた形で再び取り上げるということにしたほうがよからうということになつたわけでございます。

○稲葉誠一君 もとの為替訴訟の制度と、今度のまあ手形訴訟といひますか、手形訴訟という名前を正式に使つてゐるわけですか、それは別として、今度の民訴の——使つていますね、手形訴訟及小切手訴訟と。これと具体的にどこがどういふふうに違つて、それか

ら同じところもあるんですが、たとへば並行していくというふうな分は、今度の場合は並行してはいないわけですね。だけれども、異議の申し立てをすれば一般事件になるというふうなこともあるわけですが、そこはどうかういふふうになるんですか。

○政府委員(平賀健太君) 根本といひまして、極度の証拠制限を行なう。昔の為替訴訟——為替の訴という用語を使つておりましたが、為替訴訟におきまして、これは証拠方法を文書のみに限る。で、今回の案におきましても、そのたてまえは同じでございます。証拠制限が非常に大きな特色でございます。そこは大体変わつていないのでございますが、一番大きな違いは、旧民訴のときのような留保判決という形ではなしに、為替訴訟手続において終局判決をしますと、これに對して不服の手段として異議を許す。異議を申し立てれば、今度は通常訴訟に移つていくということなのでございす。旧法では、留保判決がございす。その事件はなお裁判所に係属してありまして、これは留後手続と申しておりましたが、通常訴訟としてなお残つておるといふ考へ方でございます。ですから、二つ判決がございまして、それぞれ控訴、上告ができるという複雑な構造に旧民訴ではなつておつたのでございす。そこを改めまして、もうそういう二重構造はやめて一本の構造にしてしまふ。まず手形訴訟手続で判決がございす。不服のある者はそれに異議の申し立てをする。異議の申し立てをしますと、それを今度は通常訴訟手続でさらに審理をし直して判決をする。その判決に對し

て控訴、上告、上訴ができるという仕組みにいたしました。構造を単純化したところから旧民訴の為替の訴と違つたところでございす。

○稲葉誠一君 多少旧民訴と比べて複雑さが緩和されたということは言えると思いますが、異議の申し立てがあれは通常訴訟に移つて、それは同一審級なんですよ、同じ審級なんですよ。それでは結局同じじゃないですかね。

○政府委員(平賀健太君) これは異議の申し立てをしまして通常手続に同じ審級で審理をし直すわけでございますが、手形訴訟の判決がございす。その仮執行の宣言がつくわけですから、それで一応けりがつくわけで、原告勝訴いたしますと、手形訴訟の判決によりまして強制執行ができるわけでございます。それで異議の申し立てをして通常訴訟に移りますと、今度は証拠方法の制限が取り払われまして、詳細にさらに審理がし直されるということになるわけ、旧法とはその点がかなり違つておると思ふのでございす。

○稲葉誠一君 その点はまたあとで聞きたいと思ふのですが、手形訴訟で判決があれば、それが一次判決としてそれに対して控訴とかいうことなら非常に簡略になるということも考えられますけれども、異議で同じ審理を継続するというのは、かえつてまた複雑になつてくるのじゃないかということも考えられるわけですが、これはまたあとでもう少し研究して質問したいと思ひます。

そこで、昭和四年から民訴が新しくなつた。実際に、手形訴訟の場合

は、欠席判決の場合が多いし、それから認諾判決なんか相当多いんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 現在におきましても、手形事件におきましては欠席判決がかなり多いのでございす。私も裁判所におりました当時の経験から申しまして、稲葉先生も御経験があると思うのですが、欠席判決の事件がかなりあるのでございます。しかしながら、中にはやはりそうでない事件も相当あるのでございまして、無用の抗弁、實際調べてみるとその実がなかつたという無用の抗弁なんか提出されまして、非常に審理が延びるということがやはり少なからぬのでございす。そういう関係で、こういう制度を新たに設けることが、より一そう手形・小切手事件の審理を促進し、権利者にすみやかに満足を与えるということに寄与するのではないかとございす。

○稲葉誠一君 抗弁の話が出ましたけれども、手形の場合ならば、当然手形行為は独立なんですから、抗弁というものはきわめて制限されてくるわけでしょう。いまあなたの言われた無用の抗弁というのはどういふのですか。人的抗弁のことですか、どんな抗弁が出てくるんですか。

○政府委員(平賀健太君) 人的抗弁が大部分でございす。抗弁が出まして証拠が提出されますと、やはり証拠調べをしなくてはなりません。それだけ審理がやはりおくれるわけでございます。訴訟の引き延ばしという意味でそれが利用されることが少なくないものでございす。

○稲葉誠一君 人的抗弁といつても、どんな抗弁が普通出てくるんですか。手形の成立は認めるけれども、いま支払えないから、いわゆる支払ひ猶予の抗弁、これはほんとうの抗弁じゃないですけれども、待つてくれというふうなやつが多いのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 現実に裁判所で出される抗弁、これはいろいろございす。人的抗弁の範疇に属するものでございす。たとえば手形の授受の原因になりました原因関係がないのだ、あるいはすでに弁済済みである、それからすでに原因関係につきまして発生した債権が相殺によつて消滅しておる、あるいは支払ひ猶予の特約があるのだとか、いろいろな抗弁が出ておるのでございす。

○稲葉誠一君 それは手形の成立を認めてゐるわけですね。抗弁だから当然ですね。手形の成立を認めての抗弁だから、立証責任はもちろん被告側にあります。一べん立証させれば次の機会に証人として出てくれればいいし、出てこなければそこで結審できるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) ところが、やはり次期期日が二月、三月くらい先になるわけでございます。期日の指定が。そういう関係でそれだけやはり訴訟が延びる。それからまあ証人なんか申請いたしましたして、次期期日にまたまた証人が病氣であるとかいうことで、診断書をつけましてさらに延期の申し出がございす。これは延ばさざるを得ないということになるわけで、そういうことですと延びていくという例も少なくないわけでございます。

○稲葉誠一君 手形訴訟の場合に、第一回期日の指定を普通より早くするという、そういうふうなことをやっている、もつと手形事件というものが迅速に進むのじゃないですか。やっぱり普通の事件と同じように第一回期日の指定もおくらすから、だからおくれちゃうんじゃないですか。手形事件に限っては第一回期日をもつと早くすることができないんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) これは大都市の裁判所、現実には東京、大阪もたしかそういう取り扱いになっているのじゃないかと思いますが、大都市では手形部というのがあるとして、もつとばらばら、小切手金の事件だけを扱う特別の部が設けられております。そういうところにおきましては、これは第一回の期日の指定なんかも早めにいたしましてやっておるので、現行法の運用においてもある程度の成果をあげておるようでございます。ところが、そうでない手形部などをつくるだけの多数の事件がない裁判所におきましては、通常事件とやっぱり込みになりますので、その中に一緒に審理をするという関係で、期日の指定なんかもやはりほかの事件並みにされるというより、なことが少なくないのでございます。

○稲葉誠一君 現行法でそんなに一審の判決があるまで長くかかっているのがありますか。普通どんなものでも、たいてい半年か、あるいは長くても一年以内に判決があつていけるのじゃないですか、手形事件は。

○政府委員(平賀健太君) お手元に「民事訴訟法の一部を改正する法律案関係資料(一)」という横長いプリントがあります。小切手事件の審理期間の表が出ております。一番下の欄に昭和三十一年度の例が出ておりますが、一番最後の行に手形金事件が出ております。長いのは五年をこえるものもございまして、十五日以内という短いものもございまして、一番多いのは六カ月以内で、全体の二・三％。六カ月以内というのが一番多いようでございます。しかし、一年以内、二年以内、ずっとそれ以上かかっているものもかなりあるわけでございます。

○稲葉誠一君 手形訴訟の場合、前に言った欠席判決と認諾で解決するのは第一回でそれがどれくらいあります。三割か四割あります。

○政府委員(平賀健太君) 欠席判決で片づくのが大体全事件のうち二〇％が実情のようでございます。五分の一であります。

○稲葉誠一君 それは手形事件のですか。

○政府委員(平賀健太君) さようでございます。

○稲葉誠一君 それから認諾なり、それから和解ですね。認諾調書をつくるのは少ないかもしませんけれども、すぐそこで和解に回って解決するのは二割か三割あるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 認諾の件数というのとはほとんどございませぬ。一％に満たないのでございます。和解で解決するのが二〇％ぐらいでございます。和解で片づきますというのは、手形の成立を認め、それから請求は当然全部白するのでございますけれども、一応訴訟の上で争っているものもあるかと思ひます。要するに、原告側として、被告のほうに資力がなければ上訴してもしかたないという関係で、和解で解決する事件が相当あるように聞いております。現に、統計表の上では二〇％ぐらいあるようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、大体手形事件の半分近くは、欠席判決なりそれから和解なり、いま日本のあれでは正式に認諾調書をつくるというのとはほとんどあまりないのですけれども、そういう形で解決する場合がありますし、かりに被告のほうでいろいろ抗弁出して争つても、裁判所が釈明してみれば、それはどういう意味で争っているのかということがある場合が多いのです。だから、訴訟指揮権のやり方によつては、手形事件は第一回なり第二回で半分以上片づくのではないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり、現行法の運用によりましてはこれはある程度促進ができるということには言ひ得ると思ひます。ただ、それにいたしまして、先ほど申し上げましたこの表にもございまして、一年、二年、あるいはそれ以上もかかっている事件が若干ございまして、さらに今回の改正案におきましては、手形訴訟制度というものを新たに

つくりましたほかに、なお仮執行の宣言の制度につきましても若干の改正を加えておるわけでございます。現行法では仮執行の宣言は裁判所の裁量でつけられるということになっていたのでございまして、今回の改正案では必ずつける。しかも無担保でつけることを原則とする。それから執行停止には、現行法では保証を積めば無条件に執行をためてもらえるという実情でございまして、今回はこれを執行停止の要件を厳重にする。そういうような他の改正を加えて、これはやはり手形・小切手事件の審理の促進に役立ち、権利者に急速な救済を与えることができるのではないかと今ふりに考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 仮執行の宣言の話が出ましたけれども、これは現在でも職権でつけられるわけでしょう。しかも手形のときはほとんど無担保で、申し立てがなくても職権で仮執行の宣言をつけているというのが実際じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 実際の運用におきましてはそういうところが多いのでございまして、これがやはり裁判所の裁量ということになっております。関係で、必ずしもそのとおりにはなっていない場合もあるようでございます。これは法律その他ではつきりいたければならない、そうして無担保を原則とするわけでございます。

○稲葉誠一君 それから手形事件で、一番で敗訴して控訴する、執行停止をとるといふ場合でも、ただ控訴したというだけでは執行停止を出さないで、疎明をつけさせるとか、相当多額の保

証金を積まなければ執行停止を出さないのではありませんか。手形事件の場合には。

○政府委員(平賀健太君) 無担保で執行停止をするというような場合はほとんどないと思ひますが、担保をつければ、保証を積めば、例外なしに執行がとまるといふわけでありまして。

○稲葉誠一君 実際は、しかし、執行停止は、手形事件で一番で敗訴したという場合は、内容にもよりますけれども、判決文を検討して執行停止を認めないのが多いんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) いや、そうではございませんで、保証を立てますとこれはとまるわけでございます。現行法の規定からもそうなっております。実際は担保を積めばとめるというのが実際の運用のようであります。

○稲葉誠一君 この手形訴訟の復活ということについて、商工会議所あたりから昭和三十一年ごろからこれを復活してくれという要望が出ております。それでいままで法案にならなかつたのはどういふわけですか。もう七、八年かかっているわけですね。その間どういふわけでこれがならなかつたのですか。そんなに手形訴訟制度が有効で早くやらなければならぬというより、もつと早く当然法案として提出されていってしかるべきだと思ひますが、八年くらいかかっているでし

○政府委員(平賀健太君) 商工会議所方面からの要望は、ただいま御指摘のとおり、昭和三十一年ごろからあつたのでございまして、これは何と申しまして民事訴訟法の大きな改正になることとございまして、私どもとして

は非常に慎重に検討する必要があるというところが第一でございますが、先ほどもちょっとお話がございましたように、現行法のもとでも何とかまかなえるのではないかと。ことにこれは極度の証拠制限を行ないます関係で、万一の場合には被告に非常に損害を与えることになる。正当な主張をしている被告が手形判決を受けて、仮執行の宣言付の判決が強制執行の段階で損害をこうむる場合があるわけでございまして、できることならこういう制度を、これは特例でありますから、こういう特例的な制度を設けないで、何とか現行法の運用でまかなえないかということと裁判所方面においても検討いたしました。裁判官会同なんかで検討してまいりました。それから私どもの内部でも、この制度と同じように旧民訴の為替訴訟と同じような制度を持つております外国の制度、ドイツが典型的な例でございますが、ドイツの制度なんか調査いたしまして、慎重に検討いたしましたわけでございます。そういう関係で多少日にちがかりましたけれども、民訴の根本的改正も今回のような案ならばだいたいようぶであるという確信を得ましたので、これを立法化するというに踏み切ったわけでございます。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと私平賀民事局長にお尋ねしておきたいんだが、いろいろ話を承っておりますと、旧民訴と現行の民訴、そして今度為替訴訟の復活と、こういうことについていろいろ御説明がありました。これはいろいろしぼって考えると、結局訴訟を迅速に始末をつけるというところから出発しておるように私聞かせるんですが、これはそういう意味ですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、為替手形、約束手形、小切手というそういう手形の経済的並びに法律的性質にかんがみまして、特にこういう手形事件というものは迅速に処理する必要があるということが根本の考えでございます。もちろんこれは一般の訴訟事件の促進という声も非常に強いのでございまして、それのもちろん背景にあるわけでございます。

○委員長(中山福蔵君) 旧民訴の場合における為替訴訟については一長一短がありまして、いろいろ在野法曹でも検討を加えてきたわけでございまして、結局、旧民訴の為替訴訟が廃止されたというのには、あれはやっぱ一面において弊害があったということじゃないかと確めておきます。その点をちょっと確かめておきます。

○政府委員(平賀健太君) どうも、ただいま委員長の仰せられましたような意味の弊害というところは言われていないように思っております。むしろ手続が非常に複雑である、二重構造である、合理的でないというところが理由であつたわけでございます。

なお、現在の裁判所について手形事件の訴訟の結果を見ますと、訴えが提起された事件のほとんど全部、九五%までが原告勝訴なんでございます。被告勝訴の事件というのはきわめてまれなのでございまして、こういう非常に証拠制限をしました訴訟でありまして、不当な結果が出るというのではまずいと言つてもいいのではないかと。この点は旧民訴当時でもやっぱ同じだったと思うのでございまして、

て、そういう意味で、義務者側保護に欠けるというふうなことで敗訴になつたというふうには私も承知してないのでございまして。

○稲葉誠一君 いまのお話を聞いていても、今度の手形訴訟によつて迅速な処理ができるかどうか、これはかつて逆に複雑化して行くことも考えられるんじゃないかと思ふんですが、これは法案の中身へはいつていつて質問して、何といひますか、あるいは私の誤解かもしれませんが、これはあとで出てくる問題と思ふんですが、何でこんなのが八カ年もかかったんですかよくわからないんですが、法制審議会にこれはかかったんですか。

○政府委員(平賀健太君) もちろんこれは法制審議会にもかけたわけでございまして。

○稲葉誠一君 法制審議会にいつごろかけたんですか。どんなことがそこで議論になつたんですか。

○政府委員(平賀健太君) 正式に法制審議会の民事訴訟法部会にかけましたのは昨年からでございますが、その部会にかけます前に事務的に私どもの検討がありまして、これはもう五、六年前から始めております。それから部会にかけますにつぎましては、やはり小委員会がございまして、小委員会の検討を始めたのは一昨年からでございます。何ぶんこれは私どもの仕事の進みがあるいはスローモーションだと思ふか、受けるかもしれないですけども、民訴の改正となりますと、戦後でございました法律の改正なんかと違ひまして、全部が非常に密接な関連をいたしておりますので、一カ所改めると影響するところが多くて、なかなか實際やってみますと、そう簡単にいかぬのでございまして。

そういうわけで、非常に時間を要しましたけれども、十分に慎重を期しまして、私どもとしては最善を尽くした次第でございまして。

○稲葉誠一君 民事局でもこれだけやっていくわけじゃないですか、それはおくれたつてしょうがない、それだけ慎重にやるのはいいと思ふんですが、法制審議会の中で、一体こういう法案をつくつて手形の訴訟の迅速な処理なり判決の執行力の強化がはかれるんだと、もちろんこういう意見もあつたでしょうし、それに対する批判的な意見もあつたでしょうし、この条文の中でいろいろな議論があつたと思ふんですね。これはどういふふうな議論があつたんですか、主として。

○政府委員(平賀健太君) これは法制審議会の部会におきましては総会におきましてもございまして、こういう制度をもう一度つくるということにつきましては、反対論は全然ございまして、それからまた、旧民訴の手形訴訟の二重構造を改めてこういう制度に持つてくるということにつきましては、これは異存はございませんでした。大体、部会におきましては、総会におきましては、委員の皆さま方のはほとんど全部の御賛成を得たと言つていいと思ふのでございまして。

○稲葉誠一君 法制審議会が結論を出す前に、日本弁護士連合会に諮問というか、意見を求めるというか、そういうことをやっているわけでしょう。これもやつたんですか。

○政府委員(平賀健太君) それは、日本弁護士連合会にも連絡いたしましたし

て、こちらから係官を派遣しまして説明にも上がらせましたし、また、日本弁護士連合会からは、部会におきましても総会におきましても二人あるいは三人の代表の弁護士の方が事実上日本弁護士連合会を代表いたしまして出席していただきました。

○稲葉誠一君 その法制審議会の委員というのは一年交代じゃないですか、弁護士会のほうは。

○政府委員(平賀健太君) これはいままでの例では大体毎年おかわりになるのが例のようでございますが、しかし、事柄によりましては連続して委員をつとめられる方もあるようでございまして。

○稲葉誠一君 こればかりじゃないですけれども、この前、日弁連と話し合いをしたときに、日弁連のほうでは、借地借家の問題でも、それから商法の関係ですか、あるいは日弁連に諮問というのの意見を求めるのが、法制審議会の最終総会ですか、そのちよつと前に意見を求められて、ほとんど十分の中で審議する余裕もないんだというのを言つておつた。で、法務省側が日弁連に対して、何というか、法案についての下相談とか、意見を求めるやり方が、きわめて、何といひますか短月日というか十分な余裕をおかないでやるので非常に困つておるんだということを盛んに言つておりました。これはこの法案かどうかは別として、そういう事実があるのかないのか、これはあなたのほうでよく調べてくれませんか。

それで、もう一つ入つていくんですけれども、手形が不渡りになつた場合

に刑事罰を付するんだ、そういうようなことを、大蔵大臣がこの前閣議で言ったのかで言ったのか、言っておりましたね。そういうふうな考え方については、法務省に対して相談があったのか、あるいは、法務省としてはどんなふうな考え方を持っているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 手形不渡りの場合の刑罰の問題につきましては、大蔵省の事務当局のほうからちよつと私ども連絡を受けてまして、私どももこれは新聞でも知っておりまして、この問題も検討をいたしましたのでございまして、十分な検討はいたしておりますが、それから外国の資料なんかも少し集めたのでございまして、どうもこれは本質から申しますと、手形の不渡りというのは実質は債務不履行なのでございまして、不渡りという事実をもつて直ちに刑罰ということ、これは少し行き過ぎでございまして、まあ外国の立法例なんかを見ましても、アメリカの制度なんかを見ましても、手形上の義務者なんかを証券責任を負わせるような制度があるようにあります。これとて、日本の刑罰制度のたてまえから言いますと必ずしも合理的ではないのでございまして、一応検討しましたのでございまして、これはちよつと無理ではないかというふうに私どもは考えておる次第でござい

ます。

○稲葉誠一君 そすると、いまの大蔵大臣が不渡り手形には刑事罰をつけたいというふうな発言をしたというふうなことは、これは法務省に全然相談がなくて発言したんですか。田中

さんのことだから、あつちこつちで放言したかもしれませんけれども。

○政府委員(平賀健太君) その点につきましては、私どもは何も伺っていないのでございまして。

○稲葉誠一君 きょうは、この程度にしておきます。

○委員長(中山福蔵君) 本案の質疑は、一応この程度にとどめます。

○委員長(中山福蔵君) 次に、検査及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、千葉県下における自衛隊員による暴行事件に関する件について調査を行ないます。

○岩間正男君 国家公安委員長の出席を要求してきょうで三回目によりやく出席を願ったのですが、この際お聞きしたいのは、千葉県の下総基地におきまして自衛隊の集団暴行事件があつた、そのために市民が二人傷を負つた、ことに一人は全然関係のない者まで暴行傷害を受けた、こういう事件があるわけですね。それで、いままでの経緯について当委員会としても二回にわたつてたゞしてきたわけですが、その中で警察との関係でぜひ明らかにしておかなくちゃならない問題があるの、国家公安委員長に何つてこの問題を明確にしておきたい、こう思うんで

は警察が要求してそういうふうな引き渡しが行なわれたのか、あるいは自衛隊のほうの考えで引き渡しが行なわれたのか、この点を一だれか来ておりますか、警察の関係は、国家公安委員長はさきのほうはおそらく御存じないでしよからね、まだ就任されてから……。

○国務大臣(赤澤正道君) 私、先般新任された国家公安委員長の赤澤でございまして。当委員会に初めて出席いたすわけですが、ライシャワー大使のあつた事件がありましてとつさにかわりましたので、まあ大臣というのは初めてでもありますし、いろいろ不なれた点があると思ひます。けれども、御協力を得て職務を完全に果たしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。(拍手)

ただいまの御質問ですが、実は私もこの事件をきくの聞きまして、私はこの公安委員会というのについて、深く研究もしておらなかつたわけですが、事実その辞令をもらつて、うかつな話ですけれども、なかなか責任の重いことを感じまして、委員長は警察当局というものとまた公安委員というものとどういふ関係にあるのかといつたやうなことも等々つきまわつていろいろ研究もいたしてみたいわけでありまして。やはり公安委員会そのものを外に向かつて代表いたすことになつたので、言うまでもなく、ただいまの御質問等について私御答弁申し上げる責任があるわけでありまして。ただ、具体的なこと、十分つまびらかにいたしておりませんので、見当が違ひかもしれませんが、しかし、大体犯罪捜査面について協力するという協定をつくつておりまして、私こういうものの存在を知りませんで

したけれども、あつてて研究をしてみたわけではございません。その協定の内容については御質問と私察しますわけですが、刑事局長もいま来ると思ひますが、私ただいま申しましたように十分な知識なくしての答弁ですから、まことに申しわけないと思ひますが、具体的にいましばらくお待ちをいたしたいと思ひます。ここに答弁要旨といふものも書いてもらつておりますけれども、それすら読んでおらないわけでもございまして、しかし、刑事局長が参りましてから御質問がどんなんはかどつてまいりますれば、また私の責任でお答えしていかなければならぬものがあると思ひますので、ちよつと御猶予を願ひたいと思ひます。

○委員長(中山福蔵君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記をつけ

○岩間正男君 ちよつと刑事局長、質問の要点を言うから……公安委員長は事情がよくわからないので、あなたにお聞きしますが、この前の下総の問題ですが、十三日にこちらで調べたかというので自衛隊から通告を受け、十八日に引き渡したわけですね。その引き渡しは警察が要求して引き渡したのか、自衛隊の意思によつて引き渡したのか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(日原正雄君) 当時の状況は私もつきりとは記憶しておりませんが、防衛庁側からこつちに事件を渡す旨の連絡があつたと思ひます。

○岩間正男君 そのところは警察としてもはつきりしておく必要があ

る。非常にこれは問題は重要な問題を含んでゐるんです。というのは、自衛隊のほうではこの協定書というものを非常に彼らの都合のいいように解釈して、そして、もしも県会や国会で問題になつたらこのまま自衛隊がうやむやにしてしまふかもしれない問題だつた。ところが、これの与える影響は、地方の地域の住民に対しては非常に重大な関係を持つわけですね。警察は何をしてゐるんだらうというところが非常に問題になります。そういう点から、私は今後の問題を処理するために原則的な立場というものを明らかにしておかないといふと非常にたいへんだといふふうに思ふんですが、いま言つたような事実をだいいち刑事局長が知つておられない。それからまた、いまの御答弁では、大体自衛隊のほうの意思でもつて渡したんだ、こういうことになつた、一体一般市民の人權を守るという警察の任務といふものはどういふことになるか。それまでは何もほとんど調査も何もしてないかつた。ところが、この協定書によつてこれは最初調べたといふのでありまして、うけれども、問題の本質は、よく追及してみるといふのは、私はこの協定書の適用というものは、ただし書きの適用を受けるべき問題じゃないんじやないか。自衛隊員が市民とけんかをして傷害を受けた、そして仕返しのために今度は十四人の巡査隊をつくらつて今度はその当人並びにそばにいた人を引っぱり出してそこでなぐつてけがをさせた、こういう問題なんです。しかも、その中には関係のない第三者がゐるんです。これに傷を負つた。そういうふうな暴行傷害事件です。したがつ

て、当然警察権を発動して、この問題を警察の立場からはつきり調査を進めるのが当然だと思ふんです。協定第二項の適用などというなまやさしいこということで、しかもこれは原則として

はつきり「自衛隊の施設外で行なわれた犯罪は、警察官が捜査を行なうものとする。」とあって、ただし書きはそこに云々とあって、何か秘密保持とか規律維持とかに直接関係のある犯罪については警察官がやるんだ、こういうことを言っている。ところが、問題はそう

じゃない。これは一般市民の傷害事件の問題です。だから、自衛隊なるがゆえに警察がこの問題を等閑に付したということは、私は今後の運営の上において非常に重要な問題と思ひますが、これは国家公安委員長の御判断を伺いたいと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 具体的な事情をつまびらかにしないで申し上げるのはいかがかと思ひますが、大体の私の感覚について申し上げてみたいと思ひます。

私も長い間赤紙で応召いたしまして軍隊におつたのですが、昔は、やっぱり軍の規律保持、また体面の問題もありましたし、軍法会議にかかるとなると事件は、民間で起きた事件よりはるかに重かつたものであります。しかし、いまの自衛隊というのは当時の軍隊と違うわけでございますが、しかしながら、中には、そういう軍規ということばは当たりませんけれども、しかし規律保持のためにはやはり警察官というものがあつて、やっぱり自衛隊の体面ということもありますし、現在でも、こういう事件が起りました場合には、一般民間のものより、外のもの

よりもはるかに峻烈な態度で臨んでおるんじゃないかということは想像されますが、これは想像でございます。

しかし、いま岩間委員が御指摘になりましたことですが、どうした場合に犯罪の捜査を自衛隊の警察官がやるか、警察がやるかということにつきましては、協定で明確に区分ができておるはずでございますし、ちよつと耳にいたしたところでは、施設外で民間との間にいざこざを起した暴行事件のようでございます。そのときに警察官がどういふ処置をとったか、私もつまびらかにいたしません。しかしながら、ここに暴行傷害という事実があつたわけでございますので、やはりいづれにいたしましても自衛隊の警察官と警察官とは連絡を密にして、そうして住民に対するいろいろ非難をこうむらぬためにも適切な措置をとることは当然両方に責任があらうかと思ひますが、個々のこまかいことがどういふような話し合いになつておつたのか、これは私よく存じませんので、刑事局長のほうからお聞き取りを願ひます。

○政府委員(日原正雄君) この事件は、警察として当然当初から認知すべきだったというふうに言われればそれまでの話なのでござりますが、一応この前お話ししたとありますが、一番最初の連絡は、隊内でけんかしたらしいので自分のほうで処理しますからという簡単な連絡だけございまして、一般民間人が関与してゐる、あるいは民間人の傷害事件も入つておるといふような詳しい事情の連絡がなかったがために、単なる隊員同士のけんかというふうに即断をいたしまして、自衛隊

のほうで当初捜査がなされたわけのようでございます。

なお、一般民間人の被害者のほうからも警察に報告がなかつたということも警察としてこの事件を知らなかつた実情にあるわけでございます。

○岩間正男君 どうもいまの御答弁ではたいへんだと思ふんです。まず警察が知らなかつた。これだけの大きな問題が起つておつて、しかも全然無関係の一般市民まで被害を受けた、こういう事件に対して、警察権を発動しないで、それで自衛隊から次の日に通告を受けた、それに対して今度は関心も持たないで、そのままに約一週間ほつたらかして、今度は自衛隊のほうで騒ぎが大きくなったので、ぐあいが悪いので、これは警察に渡さなくちゃならぬといふので警察へ渡された、それからこの問題を調べる、こういうことでは警察権といふものは一体どういふことになるのか。私は、だから、この協定があるからというようにすることですが、この協定は適用されないんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。一般市民に暴行傷害を与えたこの事実に対して、すぐに警察権を同時に発動して取り調べをする、人権擁護の立場からこれはやるのは当然だ。これは軍隊の規律維持とか秘密保持とかそういうことを口実にしておりますが、原則としてこの第二項といふのは、施設外で起つた問題については、あくまで警察が調査を行なうものだ、捜査を行なうものだといふことを明記してあるんです。したがつて、この第二項の原則のほうが生かされなやならないんです。そういう点からいふと、いまのようないまいな御答弁では非常にまず

いと思ふのですが、この点はこれは十分委員長も調査されて、具体的な問題についてタッチしていただいて、私はこれは適用すべきものじゃない、こういう段階では、この適用といふものは、これはもう違法的なものだ、こういうふうに考えますけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 私、御質問の趣旨もよくわかりますし、そのとおりに答へよう。ただ、あとで調べてみなければわかりませんが、やはり警察当局のほうではかなり遠慮があるんじゃないか。遠慮といふことが一番いけなかつたところであつて、結局どういふふうにとつちが責任を持つのかかわらぬふうな不明確なことにしておけば、ここには御指摘のような問題が必ず起つてくるわけでございます。それで、今後は明確にいたしますが、いまの問題につきましては、いましばらく検討の時間をいただきたいと存じます。

○岩間正男君 これは、国家公安委員会としても検討されて当委員会に見解を出していただきたい。これは委員長からも要求しておいていただきたいと思ふのです。

いまの御答弁の中にもありましたけれども、自衛隊員なるがゆえに特別扱いをするというふうな風が警察の中に残つてゐるんじゃないか。これはいわば戦前ではそういうことはあつた。しかし、いまの自衛隊と警察の関係といふのはそういうことであつてはいけなやないか。これはさつき御答弁がありました。私もそう思うのですが、こういう点はどうでしょう。ことにいなかの警察なんかの場合は自

衛隊様々で、これが優先的で、そして何かその前に頭が上がらない、そういうことで、しかもその及ぶところは一般の市民の人権が侵害されるという事態が起る。これはゆゆしい問題だと思ふのですが、これはどうですか。刑事局長はどう考えますか。

○政府委員(日原正雄君) 警察としては、いろいろお話をございしますが、私は、当初からこの事件の内容をもう少し知つておりましたならば、当然当初から捜査をすべきであつたというふうに考えます。ただ、先ほど申しましたとおり、隊員同士のけんかというふうには判断したところに、多少即断したところに誤りがあつたのではないかと考えます。

○岩間正男君 これは当時の警察の配置はどうなつておりましたか。下総基地における警察官は何人くらいおる。大體少しほなりし過ぎているね。どうなんですか、配置はわかりませんか。

○政府委員(日原正雄君) 柏警察署の配置でございますか。

○岩間正男君 管轄です。その警察は柏警察でしよ。相当警察官があるわけでしょう。当時はどうなつておるんですか。

○政府委員(日原正雄君) 当時、現場付近にはおらなかつたようでありまして、

○岩間正男君 私は、このよりの軍の優先の考えといふものが実は米軍から一つ来ているんじゃないか。占領政策で、しかも継続して基地が持たれ、現在米軍と日本の人民との間にいざこざが絶えません。至るところで起つております。そういう場合に、警察がはつきりした立場で日本の国民の人権

を守るという立場からこの問題を処断していい例はたくさんあるんです。指摘されておる。非常に人民の疑惑になり不満になっておる。そういうものが同時にまた自衛隊にも延長されて、そのままだとをひいておるのじゃないかと考えますけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 先ほど申しましたとおり、そういうことが残っておるといふことはまことに遺憾なことだと思ひます。自衛隊員であれ、やはりこういう違法な犯罪がありました場合には、警察の責任において処置すべきものだと考えますし、それは公安委員会におきましても検討いたしましたし、明確にいたしたいと考えます。

○岩間正男君 次にお伺いしたいのは、米軍と国家公安委員会の間に何かこういう協定ですね、自衛隊のような協定、何かございいますか、米軍との間に。

○国務大臣(赤澤正道君) まだ新任早でそこまで知りませんが、私はないと判断いたしますけれども、よくわかりませんので、事務局から説明いたさせます。

○政府委員(日原正雄君) 公安委員会との間にはございせん。

○岩間正男君 そうすると、何か日米合同委員会を通じてそういうものはないですか。

○政府委員(日原正雄君) 法務省所管の關係でございまして、聞いております。

た場合の。これは法務省の刑事局長いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) 日米合同委員会の刑事分科委員会の仕事は私のほうのところではないしてあります。民事分科委員会の關係は民事局のほうで取り扱っております。いまお尋ねの点は、どういふ点でございしたか、まことに失礼でございしますが聞き漏らしましたので……

○岩間正男君 米軍とそれから日本の一般市民との間にいざこざを起す、けんかをやるとかなんとか。そういう場合には、施設内の場合には、これはもちろん米軍で調べるということになっている。施設外の場合、そういう協定、取りきめといふものはどういふふうになっているか。ここでも自衛隊とそれから警察の、国家公安委員会との間には協定はあるんですよ。こういうものがなければ、問題を処理するのには非常に苦しいかと思ふんですが、刑事分科委員会のほうはどうなっておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 刑事分科委員会の關係におきましては、事件の処理につきまして地位協定の第十七条の關係で合意事項として取りきめをいたしております。その手続によつて処理することになっております。

○岩間正男君 いま書類をお持ちでないでしようけれども、その大綱はわかりますか、施設外の場合にはどうなっておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 資料を持っておりますので、私の理解を申し上げさせていただきます。施設外のいざこざの場合、それが米軍人あるいは軍属の行為であります場合には、その行為が犯罪を構成

するといふ場合におきまして、その裁判権の取り扱いをきめておるわけで、もしその米軍の軍人の行為が公務の執行中に行なわれたものであるといふことになりまして、裁判権は米軍側に行くと、そうでないと認められます場合には、わがほうに來るといふこの十七条の規定に基づきまして、それではそれをどういふふうにして判定するかという点についての手続を通告をし、そしてその書類を検事正あてに出す、検事正から向こうへ犯罪通知をするといふたような規定をこまかく申し合わせておるわけでございます。

○岩間正男君 そうすると、なんでですか、日米合同委員会の刑事分科委員会、その中にずっと何条かきめてありますね、五十何条、あの中に入っている、こういうことですか。そのほかにもっと合意書なんかの細目はないですか。細目協定がきつたなければ、いまの問題は解決つかぬと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは合意書がございまして、その要旨といひますか、これは先般の安保条約御審議の際に外務省から国会にお示しをしておるはずでございます。

○岩間正男君 あれだけですな。

○政府委員(竹内壽平君) 私どもの持つておりますのはそれだけでござい

○岩間正男君 そうすると、警察との關係ですね。裁判権の前提として捜査権の問題ですが、この捜査権なんかの明確なる取りきめはないと見ていいのですか。つまり警察と自衛隊の間にはあるわけですね。このくらいのものがなければ、私は非常にあいまいにな

る根源だと思ひますが、ないのですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは、捜査の点につきましても合意事項の中に含まれておりまして、施設内で起つた場合の犯罪、施設外で起つた場合の犯罪、日本の官憲がどこまで追及できるかというふうな問題等もその合意事項の中に規定してございまして、一般原則としては確立しておるわけであり

○岩間正男君 じゃ、その点はずっとこれは資料が何かでいたしたことにして、最後に、防衛庁長官もお見えになつていますから、国家公安委員長に伺ひたいのでありますが、今度の原町田の問題、あのときに国家公安委員会としてはどういう一体発動をしたのか、処置をとつたのか。私は原町田の問題を単に防衛關係とか外務關係にまかしておくという立場では、これは国家公安委員会の任務はつとまらないと考へるんです。したがって、今度の事件が起つた場合にどういふ一体処置をとられたか、この点をお伺ひしたいと思ひます。――原町田の爆破事件、米軍のU8機の爆破事件が起つてから、あれで四人が死に、二十六人が重傷を負つた、こういう事件が起つたんです。地域の住民にとつてはこれは重大な問題です。当然これは国家公安委員会としてこれに対する関心を持たないとするならおかしいと思ふんです。

○政府委員(日原正雄君) 四月五日の米軍用機の墜落事故の状況、これにつきまして申し上げます……

○岩間正男君 いや、そういう内容はわかっているんです。そうじゃなく、

国家公安委員会として、いかなるこれに對する処置をとつたかといふことを聞いておるんです。この問題は国家公安委員会は無關係なのか。これは、単にその当地の警察にまかしておくとか、あるいは自衛隊關係にまかせるとか、それからいろいろの問題について日米合同委員会にまかせるとか、そういう形だけでは日本国民の基本的權利を守るという――あれだけの大きな衝撃を与えた事件です。したがって、国家公安委員会が当然國民の權利を守る、生命財産を守る、そういう立場からこれに對して私は當然の発動がなされなきゃならぬものだ。そうでなければ、国家公安委員会の權威などといふものは、これは國民を守るということにならぬんです。重大問題なんです。だから、それに対してどういふ関心を持たれ、どういふ処置をとられたか、あるいは調査を進めたとか、そういうことはこれはなされなきゃならぬ問題だと考へるんですが、これに對してどういふふうにお考へになつたか。ただノホホンとして何も知らない、われ関せずでいたのかどうか、このことが問題なんです。どうなんですか。それはもう公安委員長でなくちゃわからないんですよ。公安委員長はどういふふうにあのとき御処置になつたか。全然もう無關係でしたか。そこが問題ですよ。

○国務大臣(赤澤正道君) 無關係であるとはもちろん考へておりませんが、実は私も、まだ警察でいろいろ調べておるのではありません、現地でですね。その報告も最終的なものを聞いておらぬ状態です。公安委員会でも、ただいま開いてるのを中座して私こつちへ

参つたわけですが、当然警察庁としての報告は公安委員会であらうかと考えるわけでございます。決してこの問題についてそのおさまりにしておるわけではございません。ただ、この委員会でもおそろしく初めて御説明する準備をして来ておるようでございますから、私はまだつまびらかにいたしておりませんが、処置はいたします。

○岩間正男君 それじゃ、いまわかりましたが、この問題が起ると同時に、私はこれは単に原町田だけの問題じゃなくて、日本の国民の人権にとつては非常に重大な問題であるから、当然これは積極的な発動をすべきだといふふうに考えるわけですね。それから問題は、今後この問題について国家公安委員会としてはそれではどういふふうな処置をとられるお考えか。その御決意をお伺いしておきます。つまり、日本の国民の人権を守る立場から、当然国家公安委員会がこれを発動して、実情を聴取する、警察をして捜査させる、そして、それに対していろいろな処置が必要であれば、それはとる、こういうふうな御決意ですか。どうですか、そこはどうします。

○国務大臣(赤澤正道君) その点でしたら、もちろんいまアメリカと日本側とで合同していろいろ原因その他調査しておる段階であると思つたわけですが、やはりそういう形で進めてもいかなくやなりませんし、また、公安委員会としては警察の問題として事態を究明いたすつもりでございます。

○岩間正男君 まあ共同調査やられて、しかし、そこにまかしておくといいことではなくて、当然日本の国民の人権を守るという立場から国家公安委員

会がつくられておる。その目的からいいますと、当然これは自主的に発動しさらに当然の任務を遂行される、そういうことが当然だろうと思つたんですが、どうもいまの御答弁で、いままでは関心を持っていられない、それから今後の態度についても、合同調査にまかせると、合同委員会にまかせるといふこと、これだけじゃ私にはまじい。国家公安委員会でも、当然のこれに対する日本国民の権利を守るという立場から、独自の見解なり、これに対する判断なり、そういうものを明確に出すといふことが私は必要だと思つたんですが、この点はいかがでしよう。これは防衛庁長官も見えられていますし、稲葉委員からも質問があり、私もやりたいと思つてい

るのですが、問題を究明していく上に非常に大切な、前提条件にもなると思つた。今度は警察の態度についてもやはりこれは問題になるんですが、そういう点からお聞きしたので、お答えをさせていただきます。決意はしかしはっきり述べてください。

○国務大臣(赤澤正道君) 御案内のとおり、公安委員会というのは定期的に毎週開いておるわけでございます。そして、このために緊急な公安委員会の開催まではいたしませんけれども、いま申しましたとおりに、いま開いておられます中でございまして、きょうはあ

いさつをしてすぐこちらへ抜けて参りました次第でございます。で、御承知のとおり、公安委員長という方は、外に對しては公安委員会を代表いたしますが、結局五名の委員でこゝにいた扱いはきめられる。政治的にはもちろん中立な立場でございますので、いまちやうど委員諸君もおられると思いま

すが、こゝにいたことも警察庁から報告もあつたであらうし、その態度でおそろしく委員諸君の間で御検討にも相なつておると思つた。

○岩間正男君 緊急にこの問題で公安委員会が会合を開くといふことのお考えはないですか。私は米軍の起こした事故だからといつて、先ほど実は国家公安委員長が答弁された、つまり、軍優先、そして軍の前に何か卑下する態度がある。そういう態度が実は国家公安委員会の中にあるような感じがするのですが、これは当然、これだけの重大な問題です。そうしたら国家公安委員会をお開きになつても差しつかえないと思つたのですが、いかがでしようか、この点は。

○国務大臣(赤澤正道君) 同じことを申し上げるようで恐縮ですが、いまの時間差は開いておりまして……

○岩間正男君 この問題で……

○国務大臣(赤澤正道君) この問題と特に指摘しなくとも毎週開いておるわけですから、警察庁のまず報告を待つて公安委員会としての一つの判断をするわけでございますので、そういうこともやはりこの会議の席上では行なわれておると思つた。

○岩間正男君 ライシャワー大使が刺された事件、この問題では緊急に公安委員会が開かれました。しかし、これは日本の国民の人命が四人も失われ

た。それから二十六人が重軽傷で、いまだに床に伏しておる。しかもこれは米軍の軍事行動の中で起こつた問題です。この問題について公安委員会がほんとうに人民の立場をとるなら、私は緊急に公安委員会を開いても少しも差

しつかえない問題のように思つたけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(赤澤正道君) あの事故がありました直後に開かなくとも、先ほどから申しますとおり、毎週やつておるわけでございますので、定例の会議で私はこゝにいた問題は処理できると思つております。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと速記をとめてください。

○委員長(中山福蔵君) それじゃ、速記を起して。稲葉君。

○稲葉誠一君 五日の午後アメリカ軍のジェット機が町田市の繁華街に突っ込んで多くの死傷者を出した事件、これについては、きのう本会議で私どもの党の岡田宗司氏が哀悼の意を表して、そして質問したわけなんです。それが、それに関連していろいろお聞きしたいと思つた。

いままで在日米軍機の墜落事故がどの程度あつたのか、これに対して被害をいろいろ与えておるようですが、私どもの調べでは、昭和二十四年の一月八日のB29の西宮の工場墜落、それからずっといろいろあるわけですが、これらのいままでの例と、その原因がどこにあつたのかといふこと、それからそれについてアメリカ軍の乗務員なり何なりの責任がどのようになつておるのか、いままでどういふふう

に処罰されておるか、いろいろあると思つた。その責任はどういふふうになつておるのか、それからそれに対する補償はどういふふうになつておるのか、これをちやうと最初に概略お聞きしたい、こゝにいうように思つた。

○国務大臣(福田繁素君) 五日の町田市における米軍ジェット機の墜落、まことに遺憾なことでありまして。私どもも心から被害者の方々に弔意と同情の意をささげておる次第でございます。

御質問の点であります。が、ごく大ざっぱに御報告申し上げますと、昭和二十七年四月から昭和三十一年の十二月までに基地周辺のしかも死傷を伴いました事故件数は三十四件であります。

死者が二十、負傷者が三十三名であります。それ以外に、基地周辺以外のおりまして、死傷を伴わない事故も相当ございまして、そのつど私どもは米軍側に強く申し入れ、その原因につきましても探究いたしまして、それ以後の事故防止について万端の措置を強く要請いたしておるのが事実でございます。

もちろん補償その他は規定に従ひましていままで支払つておりますが、これは昨日の本会議でもお答えしましたが、たとへば、これを機会に、数年来あまりにも低いという批判のありました補償基準につきましまして、ぜひこの際改正いたしたい。御案内のとおり、いままでは労災法あるいは公災法を基準にいたしておるわけで、最高が一応百五十万という低い額で押えられておる。

何とかしてこれをホフマン方式も取り入れまして相当大幅にこの際改正いたしたい。閣議でも正式に了承を受けまして、目下具体的に大蔵省その他と折衝中でございます。

なお、細部にあたりましては、政府委員から報告いたさせます。

○稲葉誠一君 補償の問題は、これはあとからお聞きするので、問題をおこにはかり持つていかないで、前に、

じゃなぜこういふふうな事故が起きたのか。その原因は一体どこにあるのか。原因があれば、それについてアメリカ側でその搭乗員なり何なりについての責任がどのように追及されてきたのか。あるいは処罰されているものもあるし、いろいろあるでしょうけれども、それがどうなっておるのか。それを知りたいわけです。日本側にはそれが全然わからないのだというなら、これはわからないという答えしかないと思いますけれども、わからないなら一体その原因はどこにあるのかというところがあとで出てくるのですけれども、どういふわけであらういふふうな事故の事故が起きておるのか。原因、責任はどうなっておるのか。

○国務大臣(福田繁憲君) いままでの事故の原因は、大別してパイロットの過失または機体の故障というものが大体のカテゴリーのようでございます。もちろん、その原因につきましては、そのつどケース・バイ・ケースで報告も受けておるわけでありまして、ちょうど二年前に日米合同委員会の下部機構として事故分科委員会がつけられました。それ以来は相当調査的な形がとられるようになりまして、今回の事件につきましても、事故発生後直ちに七日の日に第一回を開きまして、いまの御質問のような原因の探究あるいはそのこまかい点につきましてはアメリカ側に申し入れて、合同委員会に報告するといふ一応の決定をして、今後はつきりするまでは何回でも開かして事実を究明したいと思っております。

なお、細部にわたりましたは、政府委員から詳しく数字をあげてお答えさせたいと思っております。

○政府委員(小野裕君) 事故の発生、あるいはこれに対する処理等の仕事は、合同委員会のほうに報告され、あるいは検討されるわけでございますが、合同委員会の関係の資料はもっぱら外務省のほうにございますので、私のほうとしてはそこらから御連絡いただくのはいかがでしょうか。ただいま手元に実は持ちませんので、まことに恐縮に存じます。最近、いま大臣が申されましたように、二年ほど前から合同委員会の下部に事故分科委員会が設けられて、その首席の委員として私どものほうの職員が参加するようになりまして、まあ最近二カ年くらいのことについては詳しいようでございますが、以前のことにつきましては、まことに申しわけございませんけれども、いま正確にお答えすることにつきましては、きょうはお許しただきたいと思っております。

○稲葉誠一君 それでは、きょうでなくともいいですけれども、いままでのアメリカ軍の飛行機が墜落して日本の国民に与えたいろいろな被害、この原因がどこにあったかということ、具体的日時、場所、被害等に応じてその原因を明らかにしたものの表をこの次に出していただきたい、こう思うわけですが。

いま私が聞いた中でも、大臣はパイロットの過失によるものもあると言われた。けれども、私が聞いたのは、その原因と責任と補償と三つの問題を聞いたわけですが。補償の問題はあとにすると言っているんですけれども、それではそのパイロットの過失によつた責任を負い、どういふ処罰を受けたか

というのを聞いても、これは防衛庁長官答えないですね。これはわからないんですか、答えるときまずいのですか。

○政府委員(小野裕君) 搭乗者と申しますか、あるいは責任者と申しますか、こゝろはいろいろの処罰等の問題その他の措置につきましては、詳細のことについて逐一私のほうでは承知するといふようなシステムになっております。その中でも、その点につきましては、特に重大な事件等につきましては、もちろん話題になりますけれども、全般的には承知いたしております。しかし、この点につきましては、外務省並びに米軍司令部のほうと連絡をとりまして、必要な資料は差し出したい、こう思います。

○稲葉誠一君 責任者はどういふふうな処置を受けたかというところは承知するシステムになっていないというのですが、これは外務省にもわからないわけですか。そういう意味ですか。

○国務大臣(福田繁憲君) 飛行機事故の所管事務という一つの形になると思ふのですが、これはその発生した態様によりましていろいろ違いまして、たとえば通信関係は郵政省、あるいは航空法に關係するものは運輸省でありますとか、いろいろこまかい点、また刑事事件を伴うものは法務省と分かれておりますが、防衛庁としての窓口といひますか、担当、責任ある分野は、地位協定十八条に伴う請求の義務に関する分でございます。したがって、対米関係では安保条約の規定に基づきまして外務省が総合的な一つの窓口になつております。

いままでの御質問の点につきまして、は、外務省から資料を総合して取りまとめまして表にして差し上げたいと思ひます。

○稲葉誠一君 いままでアメリカのパイロットなり何なりが過失をして日本の国民に被害を与えたといふことのその結果は、外務省に一体連絡があるのですか、ないのですか。

○政府委員(小野裕君) 特に確かめたわけではございませんけれども、合同委員会といひましては全般的に所管をいたしておるわけでございます。各主管省がそれぞれ分担している以外のこととは外務省の所管、こゝろはこゝろになるわけでございます。そういうふうなルートにおいて通報と申しますか連絡と申しますか、そういうした処置、結果というふうなものについては、もし連絡があるとなれば外務省である、このように私は考えております。

○稲葉誠一君 防衛庁長官、施設庁長官が言うのは、もし連絡があるとなれば外務省だなんて言うんですね。これはアメリカ軍の公務として犯した事件だとすれば、これは安保条約でそうです。その結果は日本側には全然連絡がないんですか、あるんですか。これは答えは二つしかないと思うんですよ。防衛庁としてはあるのだからないのだからないといふのですか。

○国務大臣(福田繁憲君) これは常識的に申しまして当然私は通報を受けるときであると思ひます。また、ある場合によつては、今後の事故を防止するために、向こうが来なければ通報は求めべきだと私は考えます。したがって、いままでのことにつきましては、外務省に、具体的に法務省関係もあると思ひますが、さつそく調べまして、

いままでのことで関係官がもし万一こちらが通報を受けてないとか、あるいはこつちがそれを要請することゝを怠つたといふような例があつた場合には、私は厳重に注意いたします。

○稲葉誠一君 そりすると、いままでたくさん事故がありましたね、米軍機のこと。これは一体どういふ原因で事故が起きたのか、あるいはその責任はどういふふうなアメリカの人がとつたのか、これに対して防衛庁としてはアメリカ軍に対して何なり要求なり追及なりしたことはない、こゝろはこゝろですか。

○政府委員(小野裕君) 防衛庁並びに防衛施設庁といひましては、直接にどういふ処分をしたかといふようなことを追及することはございません。ただ、先ほど申し上げましたように、合同委員会の下部機構としての事故分科委員会がございまして、このときに責任といふ問題についていろいろ議論がございまして、そういう際にはその結果を承知することは当然でございます。それ以前のことについては私ども直接には関係がないわけでございます。

○稲葉誠一君 二年前に合同委員会の事故分科委員会ができたと言ひましたね。これはいつできたのかいとお聞きするわけですが、その後には起きているのについては、去年の五月十六日のB57ジェット機が埼玉県の毛呂病院に落ちて患者がなくなりましたね。あれは事故分科委員会ができてから後の事故だと思ひますがね。そうなる、事故分科委員会の中で、あなた方は、この埼玉の病院のことはどういふ

査的な形というのは一体何ですか、合同調査とは違ふんですか。

○国務大臣(福田繁泰君) 形というのは、正確な意味の合同調査ではないという事であります。七日に開きまして、報告を受けまして、日米間で合計七名担当者が出まして相当突っ込んだ議論をいたしまして、数時間にわたつていろいろと討議を重ねて、数点にわたつてこまかい具体的な掘り下げをする問題を取り上げております。これはすべて当然の問題点ということになりまして合同委員会に勧告しようという結論を得た。したがって、正式に言えは公務中の米軍の行為につきましては、これは御承知のとおり第一次裁判権はアメリカでございまして、最初からわれわれが調査権があるという事は言えないと思つておりますが、少なくとも七日の分科委員会の討議並びに調査の方法は、私の受けた報告では、お互いに協力して議論し、また原因の究明に当たつてゐると、こういう感じを受けております。

○稲葉誠一君 そすると、名前は合同調査という名前だけれども、実際にはそこまでは行けないんだということになるわけですか。だから、日本側の調査の限界というものがあつたというふうにお考えですか。だから、直接飛行機に乗つていた何という人ですか、アメリカの軍人なり何なりを日本側が呼んで調べる、調べるというが、強制力を用いて調べるわけじゃありませんけれども、そういうようなことはいまままでやつたことがないんですか、またできないんですか。

○政府委員(小野裕君) お尋ねの点につきましては、たとえばそのパイロットを呼んで調べて話を聞くというようなことはできないたてまえになつております。

○稲葉誠一君 それは強制力を用いて聞くことはできないかもしれせんけれども、任意に来てくれと言ふなり、あるいはこつちから行つて調べなければ、合同調査ということにはさつぱりならないんじゃないですか。名前は合同調査だけれども、向こうが全部調べていて、日本はそれにくつついて歩いてくつついて歩いてゐるという事は、ことばが悪いが、その程度じゃないですか。実際にいままでたくさんさんの事故があつたが、日本側がアメリカの搭乗員なり何なりをこつちから行くなりあるいは来てもらつたりして任意に調査をしたというふうな事はないんですか。できないという事ですか。できないという事がどこかに書いてありますか。できないという法的根拠はどこにあるんですか。

○政府委員(小野裕君) この事故分科委員会の性格と申しますか態度でございまして、これは重大な事故の発生にあたりまして、その原因を追及し、究明し、それに今後再発を防止するため必要な措置というものを検討して、これを合同委員会に勧告する、報告する、こういう形になるわけでございます。

ところで、その調査のやり方でございまして、問題点というものを、これはもちろんこちらの要求でつくられた委員会でございますから、こちらのほうとしては、こういうような点、こういうような点、いろいろ問題を提起するわけでありまして、それに対して米側委員のほうからそれぞれ説明がある、

あるいは資料の提出があるという形でございます。ところが、事故の原因そのものの調査その他につきましては、あくまでもこれはやはり米軍部内の問題でございまして、これがたとえ刑事事件の関連というふうな問題になればこれはまた別の角度から別の機関においてお扱いになるかもしれないけれども、私どもの段階におきましては、刑事事件というものは別の問題といたしまして、その事故の原因をはつきりさせる、納得のいくまで米側委員の説明を聞く、必要によりましてその取り調べなり調査をいたしまして部隊の責任者の出席を求めて説明を聞くという、その段階まではいたしませんけれども、本人を呼んでいよいよ専門的な調査をするという事まではいたしません。先方は応じない。こういうことになつております。

○稲葉誠一君 原因を究明しようとしても、本人が出てこないし、それからアメリカのほうでは軍事上のいろいろな機密があるのだからそれ以上のことは言えないという事を言われれば、それで済みますか。

○政府委員(小野裕君) ただいまお示しの軍事上の機密というふうな問題があれば、これは取り扱いは非常に慎重になると思ひます。あるいは言えないというふうな事もあり得るかもしれませんけれども、軍事上の機密を離れまして、たとえば信用上の問題であるとか、あるいは威信の問題であるとか、こういうような事で何かを隠すというふうな事があれば、これはあくまでも追及して、こちらの納得のいくような、最後はたとえ原因が不明だという結論になるといたしまして

も、不明ではない、ここに問題があるのじゃないか、この点はどうか、ここはついたか、ここは調べたかというふうにして、それでもどうしてもわからなかつたならば、それがいい。こういう事で、できるだけこまかく追及をする、先方の説明を求めるといふやり方で協議をしてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 日本側が主導権を握つて調査ができないというその法律の根拠はどこにあるわけですか。裁判権が公務員の場合向こうにあること、調査・捜査ということばは使ひませんが、調査といふことばは使ひませんが、調査ができるできないという事は別個の問題じゃないですか。どこに書いてありますか。あなたに言わせるといふと、向こうの説明を聞いたんだ、こつちには不審があるんだ、追及していつても結局はつきりしなければいけなかつたが、日本側が主導権を握つてやれないのだという事は、一体どこにあるんですか。何か法律に書いてありますか。

○政府委員(小野裕君) 米軍部内のいわゆる機密保持あるいは統制あるいは管理監督という権限でございまして、こちらが強制するといふことは、やはり根拠がないわけでございます。

○稲葉誠一君 米軍の中の機密の問題なら、これは一種の治外法権みたいなものですけれども、日本の国民に対して被害を与えたという場合に、その委員会を開いても、原因の究明についてある限度しかやれないんだ、それ以上のことはできないというのでは、これは全く真相はわからないのじゃないですか。おかしいじゃないですか、この行き方は。もつと日本が徹底的に調べられるだけのものを当然要求していいんだと思ふんですが、それはいままの安保条約の中ではできないわけですか。向こうはこういうふうな調べるという結論だつたんだ。なるほどそれについてはいささか疑問があるとか何とか言つても、また向こうで説明しますわね、それで終わりになつちゃうわけですね、結局。

○政府委員(小野裕君) 端的に申し上げますればそういうことになるわけでございますが、そういうことを少しも疑問を残さないように——当つてもわからなければいけなかつたが、しかし、少しでも解明できる点があればいい、こういう事でございまして。

○稲葉誠一君 法務省にお聞きしたいんですが、あのとき検事が二人来ましたが、あれは何なんですか、法律的にいうと。

○政府委員(竹内壽平君) 今回の町田市で事件が起りましたのは……

○稲葉誠一君 二人来ましたが……

○政府委員(竹内壽平君) 参りました。できるだけの証拠の収集と申しますか、そういう措置を講じたわけでございます。これはこれがほんとうの刑事事件になるかどうか、もし刑事事件になつた場合に証拠が散逸しておつては、その職務を遂行できませんので、できるだけの手当てをしていく。その間にわがほうの調査から何らかの犯罪の嫌疑があるというふうな事であります。すなわち、犯罪通報をしなければなりません。そういう関係で、その一種の予備的な調査と申しますか、その前段

階的な調査として参つたものと理解しております。

○稲葉誠一君 しかし、あの場合は、アメリカ軍の公務上の事故であるといふことはもう当初からはつきりしておりますわけじゃないですか、検察庁にとつては、そうならば、裁判権がないといふことはわかるわけでしょう。それでも検事が二人行つておるといふのは、このところはどうかということですか。

裁判権がなくともこの程度の捜査はできるという見解なんじゃないですか。あすこへあの二人が行つたのは、現場検証に行つたんですか、正式な。あるいは実見分で行つたんですか。あれは何で行つたんですか、どうもはつきりしません。

○政府委員(竹内壽平君) 現場検証その他をやりますのは法律の系統に従つてやらなければなりませんので、令状を持つて行つたとは思ひます。

しかし、事柄の性質は公務中の事故であるといふことは推定はできるかもしれないが、そういうことで手をこまねていけるべき性質のものではないと私は考えます。したがって、公務中のものと向こうが言つてくるかもしれないが、言つてきた場合に、なるほど、こういうことでこちらが納得がいくようになるかどうかというところを調査しておく必要があるわけでございますので、そういうわけで検事が派遣された、現場に行つたんだと、こういうふうに考へております。

○稲葉誠一君 私は検事が行つたといふことはあたりまえだと思ひますが、そうすると、令状を持つて行つたのかどうか、これはあとで調べてくれませんか。

そうすると、たとへ公務だといふことがわかつておつた場合でも、あれで度までできるわけですか。また公務であるかないかわからないわけでしょう、推定はできるかもしれないけれども、そうならば、その搭乗員を検察官が調べることもできるんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) その議論の前に、一つこういう問題があるかと思ひます。この十七条の中へ入つてくるいわゆる裁判権の問題が論議される以前の問題として、正当な軍の行動と、こういうふうになつてまいりますと、十七条の問題じゃない、それ以前の問題なんです、そういう場合もあり得るわけでございます。それから軍の正当な軍事行動から逸脱して搭乗員、構成員の個々の行為として評価をするのが相当だといふ場合に、はじめてこの十七条の問題になつてまいります。そうして十七条の問題になつてまいりました場合に、もし公務中の行為・不作為であるといふことになりますと、向こう側が一定の手続を踏んで第一次裁判権を主張するわけでございます。そうなつてはじめて裁判権が向こうにいく、こういう過程があると思ひます。

そこで、検察官は、そのいずれの場合にも対応できるような態勢でまず初動活動をするといふことは、私はなすべきことだと、かように考へてゐるわけでございます。しかしながら、もしこれが軍の正当な行動だといふことになりますと、手を引かなければなりません。それから軍の行動を逸脱しておるといふことになりました場合でも、

さらに先ほど御指摘のありましたように公務執行中だといふことになると、裁判権は向こうに行く。それまでの間はできるだけわがほうの意見を固めるために必要な資料の収集といふことはしておくべきでありますし、そうやつてこそはじめてわがほうの意見も述べ得るわけであります。向こうが公務執行中であるといふ意見を持つてきても、それに対して反駁をする材料を持たなければならぬわけですね、もし反駁をするならばですね。そういうためには必要な資料を収集しておく必要がある、かように考へるわけであります。

したがって、性格をいたしましては、いま出ていったのは捜査それ自体であるかどうかといふことになりますと、私は前段階的な調査であるといふふうに考へております。

○稲葉誠一君 そうすると、初動活動が大事だといふことは、これは捜査といふか何といふか、第一原則なわけですね。そのときにそれがどういふ状態であるかといふことを調べるためには、まず乗つていた本人によく聞かなければわからないのじゃないですか。いままでの事情といふものを日本の検事は調べることはできないわけですか。強制捜査じゃないですよ、任意で調べることはできないわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 理論としてできないといふ筋節ではないと思ひますけれども、当該事件に即しましてわがほうでも聞いてみたいといふ場合はあると思ひます。そういうときは私は聞くことはできると思ひます。でございますが、それには裁判権がこちら側にあるといふ見通しのもとに立つて、よく軍当局とも話し合つて捜査につきましたは相互に共同して協力しなければならぬといふことになつておられますので、その辺はよく事情を尽くしてやるべきことだと私は考へております。この町田の事件につきましては、当面落ちた現場からどういふことがわかるであらうかといふようなことが現場に臨み、まず検証といふことになつたと思ひます。

○稲葉誠一君 いまの点は、いろいろ法律的に議論があるところですが、私は不可解に思ひますのは、事故分科委員会といふのは、七日に初めて開かれたんです。七日の午後二時からこの事件についての事故分科委員会といふのが、これはどうですか。

○政府委員(小野裕君) お示しのとおりでございます。七日の午後二時に府中の米軍司令部で会議をいたしまして、出席者は、わがほうから七名、先方から九名であります。これの開会につきましては、事故の起きました即夜、私のほうと外務省のほうと連絡いたしました。合同委員会の立場からこの分科委員会を至急開催するようにといふ申し入れをいたしました。先方は先方の関係者の参集の都合といふことから、七日の午後といふことになつたわけでございます。

○稲葉誠一君 事故の分科委員会が事故の原因が初めて追及されるのが筋合いだ、こゝろ思ひますが、そうじゃないんですか。

○政府委員(小野裕君) 初めてと申しますが、これはその委員会をいつ開くかといふことによつて時間の前後といふものがございまして、この事故の原因調査の本体は、米軍自体の内部の問題として、これはどの部隊でも同様

でございます。日本の自衛隊でありましても同様でございます。事故が起きますれば、すぐ事故の原因を究明する、対策を考へる、これは当然のことでありまして、しかも権限と責任がそれぞれの部隊にあるわけでございます。そういうような調査と申しますが、あるいは監察と申しますが、こうした活動は部隊自身の仕事でございますが、それを私どもは側面からその状況を聞きながら、納得のいくというふうな調査をしておるかどうか追及をしておる、そういうふうな形になるわけでありまして、今度の場合は、もちろん米軍といつたしましては即時調査を始めたわけでございます。この調査の結果を第一回の七日の委員会にもわかりました範囲を報告されておる。こちらからは、質問の点についてさらにこの点を確かめておいてくれといふような話、あるいは合同委員会に對しまして、こういう問題についてこの際大きく考へようじゃないかといふようなことを主張してゐる、こういうことでございまして。

○稲葉誠一君 私の言うのは、七日におくたといふことを言つてゐるのじゃないんです。その前の日の六日に在日米軍司令部のスポークスマンと稱する者が、だれか知りませんが、これがこゝろいふ発表をしてゐるわけですか。

「今回の事故は、いままでの調査によると飛行機が操縦不能となり、操縦士が墜落地点を選ばず余給はなかつた。操縦士としてはパラシュート降下するはかはなかつたと思はれる。」六日にアメリカ軍のスポークスマンはこゝろいふに発表してゐるわけですか。七日から合同委員会が始まつてそこで正式に

んが、直ちにその訓練をしておる最中のヘリコプターに連絡しまして、これがつたまたま近所におりまして、すぐ孝細におりて助けたと、それが真相のようであります。

○稲葉誠二君　そうすると、アメリカ力

軍の、どういふ状態になったときに機
体放棄していいかということの何かあ
るそうですね。これは指導要領と言う
らしいですね。私たちが聞いたところ
では、三千三百メートル以下の高度で
きりもみ状態になったときは機体放棄
していいというふなことがあるとい
うことですが、自衛隊の場合と機体放
棄の場合が違ふのだというふなこと
も言われているんですが、そこはど
うなんでしょうか。アメリカ軍の指導要領と
いうのはどうなっているんですか。自
衛隊にもそういう指導要領があるわけ
なんでしょう。

○国務大臣(福田篤泰君) 自衛隊のほ

うには、航空法七十五条、自衛隊法百七十条の規定に準じて通達を出しております。これでこまかく規定をされております。この自衛隊の通達は米軍をモデルにしたものでありまして、米

軍にはT・Oと申しまして、テクニカル・オーダーという内容のもののよう
でございまして、これを各機種に応じ
てそれぞれマニュアル——教範を出し
まして、それに明示し、それに基づい
て訓練をしておる、こういうことを聞
いております。

具体的にたたとえば高度の問題だとか、機体を放棄してパラシュートでおおる場合の規定が自衛隊ではそれじやないうように通達されておるわけですか。アメリカ軍ではどういうように通達されておるわけですか。

○政府委員（堀田政孝君） お答え申し
上げます。

ただいま大臣からお答え申し上げま

なお、低高度で脱出する場合にはこれ
これしかじかといったような規制をい
たしております。

したように、航空法第七十五条、それとともに自衛隊法第七七条の五項、こ

れを受けまして、航空自衛隊技術指令書、管理運用規則という二つが出てお

ります。なお、各航空機ごとに、いま長官がテクニカル・オーダーと申しました。が、略称T・Oと申します指示が出ております。

なお、ただいま稲葉委員のお尋ねの緊急脱出に關します指導につきましては、別個の通達が出ております。

○稲葉誠一君 その内容が自衛隊の内容とアメリカ軍の内容と違うという点は……。

○政府委員(堀田政孝君) 自衛隊のほうのやつを読んでいます。「ジェット機からの緊急脱出に関する指導について」、これは三項目ございまして、一番大事なところが第三項で、「緊急脱出の場合には、なし得る限り地上または水上の人員または物件に対する被害を局限するよう処置するものとする。」と義務づけております。

○稲葉誠二君　アメリカ軍のほうはど
うですか。

○政府委員(堀田政孝君) 米軍のほう
は準備いたしております。

○稲葉誠一君　そーいうふうな緊急脱出というんですか、アメリカ軍でも指

導要領というのはあるそうですね。機
体放棄の場合のそれは防衛庁の側では
まだ入手していないんですか。あれば

それを説明していただきたい。

○政府委員（堀田政孝君） 私ここに準備いたしております。自衛隊のほう

は持つてまいりましたが、米軍のほう
はT・Oを持つております。

○稲葉誠一君　そうすると、防衛庁長

胃、大體のことはわかりませんが、今度のこの事件は、アメリカ軍の緊急脱出がどういう状態で行なわれ、それがどういふ評価をされるかということが一番ポイントになるわけですよ。自衛隊の脱出しかきよう準備していないのはおかしいんですが、どうなっておりますか。

が考えられる場合には、極力それを避
けなければならぬ。で、地上におき
ますところの損害を防止するというこ
とにつきましては、先ほど堀田局長か
ら申されましたとおりでございます。

○稲葉誠一君 この点につきましては、これは争いですけれども、いまこ

ここで論議しても結論の出ることじゃありませんけれども、もっと詳細な調査が行なわれなければあてつけられませんが、これは付近に森林や田畑がたくさなあって、何も市街地であれしなくとも、森林や田畑のほうへ行けるような秒速との関係から見てもその程度の余裕はあったと考えられるかどうか

か、その点はいまの段階ではまだわからないのです。その点が一つ。

もう一つ、補償の問題を詳しく聞き

たかったんですが、長官がいなくなっ
てからあとで聞きますが、きのう、防
衛庁長官は、補償の問題は独立採算で

○国務大臣(福田篤泰君) 議事録では

第二の点でありますが、私も答弁中にやじがありまして実はふしぎに思いましたが、議事録をごらんになればわかりますが、こういう意味であります。いままでは、御承知のとおり労災

法、公災法を基準にしまして、日当千五百円の千日分というのが最高のワク

でございますして、百五十万円でござい
ます。これではあまりにも低い。数年

来これは引き上げの議論があつたから、この機会にぜひとも引き上げの實現を相当大幅に上げたい。たとえば、

例といしまして、独立採算制をとつておる鉄道、公社などは約三百万くらい出せるようであるから、われわれと

しても何とかしてこの際大蔵省とも折衝して、ホフマン方式も取り入れて大幅に値上げしたい、こう言つたわけ

ありまして、ちよつと私も実は戸惑つた。これが正確なことであります。議事録にもそう載っております。

○稲葉誠一君 私も変なことを言うな
と思つたんです。
それならば、一点だけお聞きしてお

すのは、陸上自衛隊の損害賠償規則の
違が出た日付でございます。海上、航
空それぞれの自衛隊は、海上は陸上と
同時にしておりますが、航空自衛隊は
発足がおくれました関係だと思えます

が、三十二年の十月に達を出しております。この三者は内容と同じでございます。

○稲葉誠一君　いま私が言った昭和二十七年五月十六日の閣議決定で、米軍機の墜落などで市民が死んだ場合は最高百五十万円、こういうふうにきまつておつたんじゃないですか。別表があるんじゃないんですか。

○政府委員（小野裕君）　最初に閣議決

定でその基準が定まりましたのは、いまお話しのとおり、当時の調達庁関係で米軍の關係を受けたものでございまして、その後、改正と申しますか、一方においては自衛隊のそうした場合に於ける補償というものを大体調達庁の当時の米軍關係のその線に沿うように定められ、さらにその後に行政協定から地位協定に変わりましたとは、今

いているんです。その変化というのは、金額の変化ですか、最高限の変化ですか。

○政府委員(沼尻元一君) 昭和二十七年には、当時行政協定ができてまして、十八条で請求権に関する件がきまりましたので、それを受けてまして民事特別法ができ、それに対応して補償基準というものを設けたわけでございまして、三十一年にさらにこれを改正して、二十七年には他によるべき基準がございましてしたので、労災法というようなものを参考としてつくられたわけでございまして、三十一年に改正いたしましたのは、遺族補償とか、あるいは負傷した場合における療養補償、休業補償その他若干の、いまこころではつきり記憶しておりませんけれども、それが二十七年の基準に比べて多少の変更をしたように記憶しております。詳細は私どの程度に改正したか覚えておりませんけれども、そういう変化があったように記憶しております。

○稲葉誠一君 私、最後に質問しますけれども、いまの補償額の変化、だいたい聞いておるんだけど、答えがあつちこち行つておつてはつきりしないんですが、私が聞いておるのは、最高百五十万円の補償が支払われるたてまえになったのはいつなのか、それがいままで変わっていないわけですか、それとも、その最終的なのはいつ変わったと、こゝろ聞いておるわけですが、その間の変化があれば、あとで表かなにかで出してくださいませんか。

そこで、きょう私の最後の質問は、防衛庁としては、アメリカ軍の飛行機が市街地、密集地を飛ばぬように、航路変更を勧告するというようなこと

が、これは協議できなかったのか防衛庁でできたのか知りませんが、それがきまつたのかどうか、それを合同委員会の中から出して、どういうふうな防衛庁側あるいは日本政府としてはアメリカ軍に強く要請をしておつたのか。それから今後再びこういうふうな事故が起きないようにどうするか。日本の政府として、防衛庁として、そういう点をまとめて最後に私の質問としてはお聞きしたいと思つておるわけですが、

○国務大臣(福田繁泰君) 事故の発生いたしましたのは五日でありまして、翌日私はフェルト太平洋軍總司令官並びにハンナ公使にお会いいたしました。昼と夜お会いいたしました。あやうど会うにはいい機会と思つた。この際抜本的な対策を立てたい。死傷を伴う件数が毎年約三件ぐらひに上るのですが、これは国民に対する不安感の重大性を考えても、まずとりあえず人口稠密地帯の基地周辺の上を飛ばない方法はないだろうか。軍事上、機密上どうしても不可能な場合に、最小限度に、地上の事故があつた場合に被害を局限化し得る具体的な対策はどうかあるべきか。とりあえず二点を私は申し入れをいたしました。これはその翌日七日の分科委員会でも当然取り上げられ、幸い町田と厚木との間は十二キロでありまして、いろいろ具体的な報告を受けまして、町田市街ははずれておるようでありまして。しかし、私はそれだけでは困りますので、これは単なる厚木基地だけの問題ではない、全

国の基地にも大きな直接の関係がありますので、この点は強くわがほうの基

本線としていまの二点を具体的に申し上げました。米側も原則的に承諾いたしました。日米合同委員会に勧告するということになりました。おそろくこれから専門家を動員いたしまして具体的に検討される、そういう段階じゃないかと存じます。

○岩間正男君 まず、第一に資料を要求したいのですが、事故分科委員会の構成、構成メンバー、それから性格、権能、それから何を扱うのか、いままで会議を持たれてどういふことを話したか、この資料をひとつほしいと思つ

ます。

第二の資料は、いまの、航空機を離脱するにあつたの心得ですね。これは日本の国内法がありますね、一つはそれから自衛隊のそういう規定、それから米軍の規定、このものをこれは明確にしたものを出してほしいと思つておるんです。

そういう中で防衛庁長官にちよつとだけお伺いしたいのですが、とにかくだれが考えても、現地の町田の人たちは、米兵はパラシュートでとにかく助かった。それなのに、関係もないところの無辜の日本人が四人死んだ、二十六人は重軽傷を負つておる。国民感情からいって、これは絶対に許されない問題だと思つておる。これは、この処置いかんによつて非常に重大問題になる。米軍のとにかく作戦が優先して、その結果国民にこのような被害を連続しておる、こういう問題に対して徹底的にこの事故を追及するといふような事態がなかたかできないで、

そういう点で、先ほど稲葉委員からも質問された離脱の問題というのは、私はやはり今度の問題を決定する一つのポイントになると思つておる。刑事裁判権で米軍が裁判権を持つということとは、こ

れは決定されたのかどうか第一。決定されたのですか、まだ決定する前なのか。決定する前であつたら、これについてこんなところは非常にポイントになると思つておるけれども、大体五千フィートの高空で機体を放棄してしまつておるんだが、パラシュートは百五十メートルの低空でも開く。五十メートルでも開く。その間には非常に余裕が——余裕といつても、それほど時間的にはないかもしれないけれども、これは当然なさねばならない問題じゃないかといふふうに思つておる。この問題を一体もつと徹底的に追及したのかどうか。それからせめて民家を避けて、たんに機体だけを向けるようなそういう方法というものは当然とらるべきだと思つておる。

それから日本の航空法は自衛隊に適用されているんですか、されてないんですか、七十五条。そうしてそれは、米軍は日本の国内法に対しては全然関係がないのか。国内法はじゅうりんされて、もう米軍の軍事優先で一切まかされておるのか。この点は非常にポイントとして必要だと思つておる。七十五条には、航空機に急迫の危険が生じた場合には、地上の人、物件に対する危険防止について必要な手段を尽くしたあとでなければ機長は機を去つてはならない——これが自衛隊に適用されているのかどうか。米軍に適用されているのかどうか。日米合同委員会のこの地位協定の結果、国内法というものは、これはもうじゅうりんされておるかまわらないのかどうか。この点はどういふふうになつておりますか、お伺いしたいと思つておる。先に資料の問題を……。

○国務大臣(福田繁泰君) 御要求の資料は整えて提出いたします。

第二のパイロットの問題は、これは中間報告的に向こうから入りましたものを、少し早いと思つておるが、御質問がありましたのでお答えいたしました。最終的にきまらるまで、軽率な答弁はいたしたくないと思つておる。

第三の航空法七十五条、これは、自衛隊は、先ほど申したとおり、適用いたします。米軍には直接適用はありません。ただ、国際慣行それから先ほど申しましたT・Oの関係、こういう点で規制されておる。

こまかい点は政府委員から……。

○岩間正男君 もう一点お伺いします。

そうすると、これは日米合意書、その一つの母法になる地位協定、さらに大きな一番大もの安保条約になるわけですが、少なくともこの合意書の合意条項というものは、日本人民には非常に好ましくない。われわれの生命財産を守る立場から考えれば、非常に絶えず危害を与えておる。そういう一つの根拠になるわけですが、国内法尊重の意向というもののについて、日米合同委員会でも問題にする可能性は十分ある問題だと思つておる。この問題は等閑に付することはできない。この点はどういふ形で現在行なわれておるのか、離脱の方法というものは、今後、先ほどの航路を変えようという問題とあわせて、私はこの点を徹底させることが非常に重要だといふふうに思つておる。先ほどいかがでしよ、長官の考え方は。

○国務大臣(福田繁泰君) いまの点は、国際間の慣行でありまして、外務

省ないしは国内的には法務省、そういう方面に御検討を御質問を願いたいと思います。

○岩間正男君 しかし、それは防衛庁長官としても、いまの問題は、これは今後米軍との関係で重要でしょう。ことにあなたは日米合同委員会の協議委員会の委員で、自衛隊長官は、そういう立場からいって、自衛隊長官だけではありません、協議委員会の委員なんです。最高レベルの、トップクラスの、安保条約の中ではそういう位置に立っている方です。だから、いまのような問題を法務省がやれ何だ――法務省は事務的にあとでやればいいんです。基本的問題としてどうお考えになるか、この点をお伺いしたい。

それからも一つ、刑事裁判権は、はつきり今度の事件は米軍にあるというところを決定されたのか、この二点をお伺いしたい。

○国務大臣(福田繁雄君) この点は、私の立場において、やはり主務大臣である外務大臣に私の意見は申し述べたいと思います。

第二の点は、これは目下調査中でございますまして、私の立場からは申し上げられません。

○岩間正男君 まだ未決定でしようね。

○委員長(中山福蔵君) 本件に関する調査は一応この程度にとどめまして、暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(中山福蔵君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、町田市における米軍機墜落事故に関する件について調査を行います。

○岩間正男君 当日の状況並びに警察署の処置がどうであったかということからお聞きしたいと思ふんですが、あの日は、警察は、いつ通知を受けて、それからこれに対してどんな処置をしたか、お伺いしたいと思ふます。

○政府委員(日原正雄君) 十六時二十八分ごろ、町田警察署に在署中の警察官二名が署の裏庭で作業中に、南東上空で異様な音響とともに落下傘らしい白い物体が浮かんで、航空機らしいものを急降下した状態で墜落をしていったのを認めたので、直ちに初動体制に入つたわけでございます。で、刑事課長以下十六名が、十六時三十五分に現場に着いたとしまして、死傷者の救護活動に全力をあげるとともに、交通規制に当たつた。それから機動隊一個分隊の派遣要請を行つた。それから緊急招集によつて参集した署員三十二名が、地元消防団約三十名の応援を得て、救護活動に当たつた。十六時五十分ごろに、米軍並びに憲兵十二名が現場に着いたと申しております。それから十七時十五分ごろ、第一自動車警察隊の目黒分駐署から十三名が現場に到着をいたしております。それから十八時ごろには、新たに要請を行ないました機動隊一個中隊六十三名が現場に到着いたしました。それから十八時十五分ごろ、現場鑑識班が到着いたしました。それから現場検証までの間、一応現場保存、これは米軍憲兵十二名と町田署員が行なつたわけでございます。

それから四月六日に、捜査一課員それから町田署の刑事課員が、これは大規模な事件のために、現場検証前に、おの事故発生直前の目撃者の発見と、関係者の取り調べに当たりました。同日の午後、捜査一課員が検証に立会をいたしております。

それから四月七日は、前日に引き続きまして、目撃者の発見、それから所轄署員は関係者の取り調べに当たつて、事件の実態把握につとめております。それから鑑識課員、科学検査所員、これは引き続き現場の検証活動に当たつておる状況でございます。

○岩間正男君 警察がかけつけたときは、すでに米軍が来ていて、二重の縄を張つていたというんですが、これは事実とどうですか。

○説明員(川井昌吉君) 外動課長でございます。ただいまの件につきましてお答え申し上げます。

米軍が現地に到着したのは、十六時五十分でございます。警察のほうに現場に到着をいたしましたのは十六時三十五分ごろでありまして、警察のほうに米軍より先に現地に到着をいたしました。

米軍の十二名の内訳でございますが、そのうち五名が憲兵、これはカービン銃を持った制服の警備隊でございます。あとの七名は、初めから作業服を着ておつたと思ふます。それで、この五名が警察官と一緒に付近の警戒に当たつた。あとの七名の作業服を着た米軍ですが、これは主として飛行機の残骸の発掘にこれも警察と共同で当たつておるという状況でございます。特に米軍が縄を張つたかという点でございますけれども、そういう点は聞いておりません。

○岩間正男君 私たちの手にした情報とは違ふんですが、先に米軍が行つて、もう二重の縄を張つてしまつた、そこへ警察がかけつけたという事になつておりますが、その点は調べたんですか、どうですか。

○説明員(川井昌吉君) そこはもちろん現場は町田署員が主としてやつておりますので、町田署からの報告でございますが、報告のとおりとすれば、申し上げたとおりであります。

○岩間正男君 もう一度その点についてこれはさらに調査してほしいと思ふます。

そのときに、これは警察の任務ですが、米軍とどういふ交渉をして、どんな役割を警察はなつたのか、ここはどうですか。

○説明員(川井昌吉君) 米軍と日本側の警察の仕事の分担と申しますかの関係でございますが、これにつきまして、実は両者の合意に基づき取りきめがございまして、それによりまして、事故現場の措置につきまして、そのおまな点を申しますと、日米合同の責任者によつて必要な共同管理を行なうというのが第一点でございます。

それから事故現場の措置につきましては、その日本側の責任者は、所轄の警察署長またはその代理者というのが第二点であります。

それから第三点といたしまして、立ち入り制限区域への米軍要員以外の者の立ち入りは、日本側の責任者がこれを決定する、これが第三点でございます。それから第四点としまして、見物人の整理は、原則として日本側警察官によつて行なう。で、米軍、米兵は日本側から現場を調査するという考えが

側に行なう整理を援助する。これは、両者の合意による取りきめがございまして、日本側は日本側の警察官からそれぞれの下部組織、米軍のほうは米軍の系統で下部組織に同様趣旨の通達が三十三年十一月十日に出しております。今回の警備につきましても、その合意に基づいてやつておるわけでございます。結局、事故現場につきましましては、両者の共同管理ということになつておるわけでございます。

○岩間正男君 これは何ですか。合意書によるのですか。三十三年十一月十日の合意書、そこできめられたもので、現在も安保改定されてもそのまま継続になつておるんですか。

○説明員(川井昌吉君) これはそのまま生きておるというふうに解釈をしております。で、警察庁といたしましては、三十三年十一月十日付で下部のほうにそういう趣旨の通達を流しておるわけでございます。

○岩間正男君 この合意書は相当大なるものになりますか、どうですか。どんなものですか。

○説明員(川井昌吉君) 条文にしまして七カ条、ただ、一カ条ごとに相当詳細な項がございまして、条文的には七カ条でございます。

○岩間正男君 これは資料として出してほしいと思ふます。

そうすると、当日の警察の出動と、その場のいろんな整理をしたり、それから共同管理をして、その事態を取捨するところだけのものだったのですか。これは刑法上の過失傷害が起つておるのかどうか、そういう観点から現場を調査するという考えが

れたようでございますが、私どもの立場としてはもちろん共同捜査をやつていくという考え方でやるわけでございます。

○岩間正男君 竹内刑事局長にお伺いしますが、裁判権については、先ほどの私の質問に対しては、まだ決定されてない。当然そうであらうと思うのです。これはもつと調査を進めない限りは、これは結論が出ない。あくまでもこの問題は国民の基本的権利を守るといふ立場から当然檢察を發動しなければならぬことだと思ふんですが、基本的にはどういふふうに考えておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでございます。被害者が日本人側でございますし、事故の真相をはつきりさせる、そして法の定める措置を進めていくということが基本的な考え方でありまして、したがって、先ほどもちよつと触れたのでございますが、この案件が刑事事件の範疇に入ります事故でございますならば、これは刑事事件として取り扱う。それから先は地位協定の定める手続に従ひまして進めていくわけでございまして、その間に、私どもの気持におきましては、人権を保護していくという考え方に少しも変わりはないと思ふでございます。

○岩間正男君 当然こうなると、一つは、裁判権の所在の問題がいかにももう明らかにならうなことが言われておりますけれども、これはそう簡単にはいかない問題です。そういう点から言いますと、合同委員会の刑事分科会ですね、これを私は聞くべきだと思ふ。先ほど事故分科委員会がすでに七日に開いたという話がありました。

事故委員会だけでは裁判権の問題はむろん明らかになりません。当然そう思ふなら分科会でも、だから早速にそのような刑事分科委員会の開催を要求すべきだと思ふが、いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) すでに昨日委員会の開催を申し入れてまして、明日開くことにいたしました。

○岩間正男君 そこで、公務の問題が非常に問題になるんですね。それで、たとえば公務であるかどうかというこの範疇の問題ですね、これについて内容的にいろいろ検討しなくちゃならぬということが一つあるわけですが、これは公務であるという通告を向こうから受けることになるんですか。それによつて日本側に反論する何かあれば反論する、そうして、そこで議論をして、最終決定はどういふふうなかつたことになるのか、その手続は、米軍側に刑事裁判権があるのだということが最終的に決定されるまでの手続でございます。

それから刑事分科会に法務省を代表してだれが参加しておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 刑事分科会の日本側の委員長は、刑事局の総務課長の地位にある者がつくことになっております。現在は辻辰三郎がその委員長でございますが、辻課長は、先般人事課長に転補いたしました。手続上は総務課長はまだ決定いたしておりませんので、引き続き辻課長が委員長の立場に立っております。

それからこの手続でございますけれども、先ほどありましたように、これには二つ問題がございますが、軍の正当な活動、軍行動と申しますが、そういうものであります場合には、こ

れは刑事の範疇に入らない事項でございます。これであるかどうかというところが一つ問題でございます。それから外面は軍の行動のように見えても、やはり行為そのものは構成員の個人の行動として評価するのが相当だといふ案件になりますと、それでは業務上の過失があつたかどうかという問題になってくるわけでございますが、その場合にはじめて裁判権の問題が起つてくると思ふのでございます。

いま、このあたりの場合と想定いたしまして手続を申し上げますと、わがほうで事故発生を通告を軍当局にいたしますと、軍のほうではそれが公務中の行為・不作為の行為であるという通知または認定を向こう側から日本側に持ち込んでまいりまして、これは裁判権が競合する場合でございますが、もしそういう主張をしてくる場合には、裁判権は軍側のほうへ移ることにあります。その場合に、日本側が、もし、そうではあるけれども、日本側の調査の結果によれば、公務の執行中の行為・不作為とは認めたいという反論を提出することもできるわけでございます。そこで、もし意見が一致しない場合にはどうなるかということになりますと、それから先はやはり合同委員会の席で論議することになりますし、さらには日米間の外交交渉によつて問題を解決するということになるのではないかと。実例をいたしましては、合同委員会まで持ち込む段階で話し合

いがつきまして日本側に裁判権をとつた例もございまして。

○岩間正男君 今度の問題は、先ほど稲葉委員からも追及されて、私も若干触れたんでありますけれども、アメリカ

カの航空機離脱のそういう規則、それから日本の国内法、それから実態としては五千フィートの高空ですでにパラシュートを開いて離脱をやつた、こういう点が非常に大きな問題となると思ふんですが、この点についての調査を現在檢察庁はどの程度進めているのか、これに対するいろいろな所見もあるだろうと思ふんですが、これはいかがですか。

○政府委員(日原正雄君) 航空機離脱の関係というお話でございますが、私どものほうは目撃者その他重軽症者などについて一応取り調べをいたしておりますが、操縦士そのものについては当たつておりません。現在の段階では、まだ目撃者のほうの調査に重点を置いて調査いたしておる段階でございます。

○岩間正男君 これは操縦士を調べると権利が当然ある、警察ではそういうお考えのものにいまの御答弁ですか。

○政府委員(日原正雄君) 強制的に調べる権限はないと思ひます。ただ、任意の問題としては調べることもできると考えております。ただ、調べる必要があるかどうかという問題については、これはまた別個の問題で、まだ結論を下しておりません。

○岩間正男君 これは当然国民の世論からいへば、任意の捜査権があれば発動すべきだといふふうに思ひますけれども、米軍にそれを要求する、そういうお考えはございませんか。

○政府委員(日原正雄君) 少なくとも現在操縦士は入院中であるようでございますし、またいまの現場におけるいろいろな調査の模様を見てからきめたいと考えております。

○岩間正男君 これはことに東京都で起こつた問題です。東京都だからどうだこうだといふわけじゃないけれども、しかし、いやしくも首都の中で起こつた問題、ほかの例がたゞさんありますけれども、こういう問題について、実は非常にいままで何といひますか、ほんとうに当然主張すべき権利も主張されてない。そういう点、日本側はいつても卑屈な態度で、結局は米軍の決定したものに従つていくのでありまして、そういう方向がとられた事例はたゞさんあることがございます。

そういう中で、これは単にわれわれが考えておるだけじゃない。アメリカ側でそういうことを問題にしている事例がある。昨年の十一月二十六日米上院軍事小委員会におけるベンジャミン・フォーマン米国防省弁護士と米陸軍法務官ホッドソン代將の報告、この報告によると、「世界各地における米駐留軍の地位に関する条約並びに協定の実施状況」という中で、裁判権を日本側が放棄し過ぎるということを述べています。いままで件数の九〇％以上を放棄している。第一次裁判権が日本側にあるものでも、このような状態である。これでは、米軍犯罪についてきわめて甘い態度を日本側がとつておるというところを、ほかならないアメリカの軍の關係の法務官が指摘しておるといふことは、私は非常に重大だと思ふんです。こういう点からいへば、今度の問題のごときは、私は当然これに対して日本の国民の立場を守り、そしてこれに対して嚴重な態度をもって臨むべきだといふように考えるのですけれども、これはどうでしょう、その用意

がありますか。今度の問題をどうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 今度の事件についてどういふ態度をとるかということでは、先般——軍人、軍属の家族につきましてこれも軍事裁判に付し得る、管轄権を持つていふことに従来なつておつたのでございまして、アメリカの最高裁判所によりまして、陪審員制度が軍事裁判にはないという理由で、家族については軍事裁判でやることはアメリカ憲法に違反するという結論を出してゐるのでございまして。そのために、海外におります軍人軍属の家族の犯罪に対しては、これは国内法でやるものではない、これは国内法でやれない事件につきましては、一々アメリカへ持つていつてアメリカで裁判をしなければならぬ。これが軍の士気にも大きな影響を与へるので、その立法的な措置を考へてほしいといふことがこの演説の動機になつてゐるやに聞かのであります。その間日本の法制等に対する十分な理解の上に立つていなければならぬ。受け入れられるのでございまして。

まず、非常に軽く扱われているといふ点につきましては、これはアメリカと日本の検察制度が違うことから起因してゐるのであります。御承知のようにアメリカでは法定起訴主義をとつております。したがしまして、犯罪の認められぬ者につきましては、全部裁判所によつて身柄を拘束するといふ態度をとつておりますし、日本では検察官のところでスクリーンにかけるという態度をとつております。起訴猶予処分といふようなものを考慮の外に置いてゐるところが一つ問題でございまして。私どもが重いか軽いかにいふことは、日本の犯罪の処理と比べて重いか軽いかにいふことを従来バランスをとつて運用してきてゐるつもりでござい

それからもう一つは、なぜかやうなことを議論したかといふ点でござい

ますが、これは私どもの考へておりますところでは、先般——軍人、軍属の家族につきましてこれも軍事裁判に付し得る、管轄権を持つていふことに従来なつておつたのでございまして、アメリカの最高裁判所によりまして、陪審員制度が軍事裁判にはないという理由で、家族については軍事裁判でやることはアメリカ憲法に違反するという結論を出してゐるのでございまして。そのために、海外におります軍人軍属の家族の犯罪に対しては、これは国内法でやるものではない、これは国内法でやれない事件につきましては、一々アメリカへ持つていつてアメリカで裁判をしなければならぬ。これが軍の士気にも大きな影響を与へるので、その立法的な措置を考へてほしいといふことがこの演説の動機になつてゐるやに聞かのであります。その間日本の法制等に対する十分な理解の上に立つていなければならぬ。受け入れられるのでございまして。

○岩間正男君 いまの証明がありまして、これは日本の国民がそう言つてゐるんですが、それと符節を合わせたやうなやうなアメリカの法務官の見解があるんです。これは竹内さんの立場としてはそれについていろいろいまのような説明をなされるかもしれませんが、現在の安保体制下における米軍優先、それから米軍のいろいろな犯罪行為が等閑に付されてゐるという現実、これはいまの御説明で消えるものじゃないと思ひます。そういう点から、やはりはつきりした態度を要請したいと思ひます。

そこで、その次にお聞きしたいと思

うのですけれども共同調査の問題です。これは、先ほど、共同調査を事故分科会でやるといふことが決定されて、犯罪の原因それから責任といふものの追及についてこちら側の意見だけを出したといふことであります。これは資料を先ほど要求したんですが、権能はどこまであるんですか。この事故分科会といふものの権能です。

○政府委員(小野裕君) 事故分科会でございまして、犯罪云々といふやうなことがございまして、これは関係ございせん。單純に事故の原因の追及でございまして、權能といたしましてはその両者の構成メンバーがそれぞれ質問並びに説明するは要望、そういうやうな討議をいたしまして、一つ一致した結論が出れば一致した結論を、また両者の見解が一致しない場合には両者の見解をあわせていずれも合同委員会に報告をしまして、合同委員会において採決されるか、あるいは重ねて討議されるか、こゝろふうに持つていく、そういう權限を持つております。

何といつても事故の原因を追及するこ

とでありますから、いままでにかつた事情、いろいろな経過、その事故の起こるに至るまでの諸般の事情、それから事故が起りましてからのいろいろな措置、あるいはさらに米軍側において調べが進んでゐることがあるならばその内容、こゝろふうな点について十分に聞きまして、疑問の点があればそれをただすといふやうな点であります。これが第一点であります。

○岩間正男君 具体的などうですか。七日のこの分科会で日本側はどういふことを主張し、米側はこれに対してどういふ答弁があつたか、概要でいいですか。

○政府委員(小野裕君) 七日の委員会には、こちらに出席しております石井調査官が出席しておりますが、大体出席いたします前に、きよりの会議ではこゝろふうな点を中心にして議論、検討してくるやうにということで一応の目標を与えておりますが、その一つは、

○政府委員(小野裕君) パイロットを

調べるという問題でございまして、もとより先ほどのお尋ねにありますが、いわゆる刑事責任の問題に關連して調べるといふことは全然ございせん。ただ、事故の原因をはつきりさせるためにどういふことになりますれば、これは當然に米軍側でパイロット自身についていろいろ事情を徹し、取り調べ等をいたしておるわけでありまして、その細部の事情についてその席上で説明、報告を求め、その本人の申し出等について不審の点があるならば、さらにたゞしでもらうやうに申し入れをいたします。そういうやうな形で、直接に本人をその委員会に出頭させるという、いわゆる査問委員会のような形の仕事はいたしておりません。

○岩間正男君 これは、共同調査をやつて、それで意見の不一致といふこともあり得るでしょう。こゝろふうな場合にはどういふ処理をしておるんですか。

○政府委員(小野裕君) 先ほど申し上げましたやうに、意見の不一致がありました場合には、それぞれの違つた意見をそれぞれあわせて合同委員会に報告をいたしまして、合同委員会のほうでさらに検討審議してもらひ、こゝろふうなことになるわけでありまして、

○岩間正男君 航路変更のこれは申し出をしたんですね。

○政府委員(小野裕君) はつきりこのコースを飛ばないやうにといふ申し出はいたしております。ただ、どうしてもこのコースを通らなければならぬものかどうか、これを變更する余地があるかどうか、この点について十分模

重に検討するようにというのを申し入れたわけでありませう。

○岩間正男君 これは、はっきり申し入れることは、どうなんです、この委員会の権能、任務としてはどうなんです。

○政府委員(小野裕君) 飛行機の航行するコースというものをどう定めるかという問題は、飛行場との関係、つまり自分が離発着する飛行場との関係、あるいはその他近接の飛行場との関係、その他いろいろなるような全体的な事情を考慮しなければなりません。また、飛行機の機種そのものによりまして、あるいは速度その他の関係でござい

ますが、こういうものによりましてそのコースというものは考えなければならぬわけでありまして、しかも、それは大もとから申しますならば、日本全体の航空に関連する問題でござい

ます。そういうようなことから、いろいろなところを総合検討しなければ、にわかには決断は出せないわけでございます。ただ、このままその上を飛ぶなということを言うことは困難でござい

まして、もし変えるということができれば変えるようにしたいと、こういう意味の申し出をしたわけでありま

す。

○岩間正男君 あなたはいろいろな条件を出して、向こうのことをおもんばかったような答弁なんです、やはり国民のこの事件に対する感情と、いままでの皆さんの事故に対する感情というものを、はつきりつかまなければならぬと思ひます。これは米軍側でもこれについて考慮する余地があるというふうなことを言っておるようですけれども、もっとやはりこういう点は

強く主張する、そういう方には持つて

いるんでしょ。な。

○政府委員(小野裕君) 私どもそういう問題を提起いたしましたのは、できるだけ都市の上空を避けさせたい、それがそういう方向で処理したいという希望を持つて、その可能性がないかどうか、考えられないかというのを言っておるわけでありませう。

○岩間正男君 もう一つお聞きしたいのは、これはどうです、日本の国内法、航空法七十五条ですが、こういうものの適用というものは、これはいままでも国会の論議の中でしばしば問題になったわけなんです。日米合同委員会の合意書が国内法に優先するの、かどう

か、これは非常に論議のあるところですから、これは、少なくとも常識的に見ても、当然私はこの七十五条ぐらいの国内法を守るという立場に米軍が立つて

いない限り、日本に基地を置いてやっているなどというところは非常に問題に

なると思う。それから日米対等だなどというのを安保の再改定の際にた

たつておりながら、全然そういうこと

でなく、全くこれは第五空軍の戦略方式によつて全部きめられておる。そこからこれは一切がきていて、そうして日本の国内法などというものは完全に

○政府委員(小野裕君) 一般に米軍航空機の国内における飛行、航行という

ことにつきましては、これは日本側機関として運輸省航空局の所管でござ

います。航空管制あるいは航空の各種の条件というのにつきまして、米

軍と航空局のほうのお話し合いというものがあつたわけでございます。私ども一般的に存じておりますことは、日本

の航空法も、これは国際的な慣行であり、いろいろの基準になつておるその

ルールに従つて一応きめられたものであり、万国共通の性格を持つておる。その

場合も日本の場合も、同じような注

意をし、同じような規制をしておると

いうように承知しております。ただ、軍用機という形におきまして、あるいは民間航空と同じでない点もあると思

用しているという立場から日本の国内法ができておるなどと言つてい

けれども、これはほとんど守られてい

ない。そうでしょう。しかも、これは

平時の場合だつてそうなんです。何か問題

が起つてくると、キューバのような

問題が起つてくると、空の管制という権利は極東空軍の中でしつ

かり握つてしまつておるでしょう。そ

ういふ実態というものは、いまのよう

な御説明なら、これは私は明らかにすることはできないと思ふ。これはしかしあなたと議論してもしかたがない問題ですけれども、そういう点が最初から

○政府委員(小野裕君) 事故発生の原因がどこにあるかははっきりしない現在

におきまして、このパイロットのたつた行動が適当であつたか否か、こ

ういふことについては何とも申し上げるわけにまいりません。

○岩間正男君 きょうは、外務大臣、防衛庁長官、法務大臣も出ていないのですから、そこまであなたを追及するのは無理な点もあると思ひますけれども、しかし、今の衝に當たる立場として、いまのような国民の要求とい

うものを、はつきり踏まえて、そういう立場に立つという事は、これは非常に重要だといふふうに考えます。原因追及にあつては、今後ほんとうに日米

対等の立場でこの問題を共同調査するといふ態度を貫かなきゃならないと思

ひますが、どうも先ほどの御説明を聞きますと、非常にたより

ない、おぼつかないような感じがす

る。大体、いまの防衛施設庁というのは調達庁から移つてきたんですけれども、この調達庁の問題でいままでは何回も国会の中で質問してきまして、そういう場合に、いつでも日本の立場を貫く、国民の立場を貫くということが欠けてゐるのが根本的な特徴です。そして、ほとんどこれはアメリカのきめたプラン、そういうものを合理化するために会議を開いて、そうしてその上に立つて判を押してきたというのがこの調達庁なんかの立場じゃないのか。いわばもう米軍の御用承り機関である。こういう存在、そういうことでは非常に私はまずいと思ひます。事故防止委員会などというものがあれば、国民は、すべてここで共同の調査

をやるんだ、徹底的にやはり対等な立場でこれをやるんだ、だからおそろく真相は究明されるだろう、こういうような期待を一応持っていますよ。ところが、実態は先ほどから稲葉委員が質問され、また私もここで二、三質問してみても、非常におぼつかない感じを持つてみても、この点、あなたを責めてもしかたがない面もあると思います、しかし、今の責任者としては、明確なそういう立場に立つべきだと思えますが、しかし、これは返答を求めても無理かもしれません。

次に、現場検証をやったんですが、これに参加した人たちはどういう人たちですか。いままでやったのは、日米の現場検証、これも合同調査の一部に入っているんですか。これはどういう構成メンバーで現場検証をやったんですか。

○政府委員(日原正雄君) 私どものほうの刑事課員、捜査一課員、それから検事さん、米軍側合同でやったわけでございます。

○岩間正男君 その中で、あの晩、水がわくというのでエンジンを埋めてしまった。これは今後このままにするんですか。再検証をやったことを掘り出して事故原因を追及するという方法を当然とらなければんという原因はわからないと考えているんですか、この問題はどうかですか。この問題は非常に国民は疑惑を持っているんです。土をかけてしまつて、証拠隠滅じゃないかという感じを持っているんです。

○政府委員(日原正雄君) エンジンの関係でございますが、六日の午後一時二十分から部品などの検証に当たります。

して、原因を究明するために地下に埋没したエンジンの発掘作業にかかったわけでございますが、相当深く埋没して、簡単に発掘できなかった。しかし、全力をかけて発掘を行なったのでございますが、午後六時半になりました。でもエンジンの底の部分が露出してこない。

【委員長退席、理事後藤義隆君着席】

そして、エンジンを掘り出すためには、なお十数メートルの深さまで掘さなければならぬという状況にありましたが、それから、かりに掘さくいたしましても、おそらく数トンと想像されるわけでございますが、このエンジンを掘さく位置から地上まで引き上げるには、現在の日本の機械では非常に大きな経費と努力を必要とする。

さらに、それ以上に進んで掘さくするためには、付近住家の倒壊の危険が存するということで予測されましたので、これは地元民代表とが協議をいたして、警察と地元民代表とが協議をいたしまして、作業を一時中断したわけでございます。その上でさらに関係者がもう一ぺん情勢を検討したしたのでございまして、その結果は、発掘が困難なことが一そう顕著になりましたので、作業を中止いたしました。七日に埋没をいたしましたのでございます。

○岩間正男君 これは、再検証などというふうい必要が出ないんですか。○政府委員(日原正雄君) 現在の状況から申しますと、付近の住家をこわしてそうして掘さくを進めていくということ、もちろん水も出る状況にあつたのでございまして、そういう困難をおかしてやると、非常に大きな経費

も要りますし、付近の消防団長をはじめ住民の要望もございまして、現在のところではこの掘さくを断念せざるを得ないような状況でございます。○岩間正男君 このエンジンの埋没とともに事件の真相も埋没といったかっこうになつては、非常にまずいと思ひます。エンジンが埋没して事件の真相を究明できるというふうい判断の根拠はどこにあるんですか。○政府委員(日原正雄君) もちろんエンジンが発掘できればいいわけでございますが、ただいまそういうふうい状況で非常に発掘が困難である。それ以外に部品の状況によつて判断をするようにいたした方がないという現状でございます。

○岩間正男君 そうすると、どうもそのところによつて納得のいかなないものがあるんです。場合によつては再検証で発掘を必要とする事態も起こり得る、そういう可能性があるわけですね。どうなんですか。それをもう断定的に埋没しきつてしまつと、こういう態度ですか。○政府委員(日原正雄君) 物理的には不可能ということではないわけでございます。ただ、現在の状況から申しますと、そういう地元との関係、それから掘さくが非常に困難であるという関係からして、現在のところでは見込みが薄いということでございます。

○岩間正男君 その点、いろいろこの問題を究明するということとは、単に町田のこの事件だけの問題ではない。今後の日本国民の生命と財産、安全を守る上に重要な課題なんです。これは簡単に軽々しく埋没しおける問題ではない、こういう意見をもちます。この点をつけ加えておきたい。

次にお願いしたいのは、米軍の事故防止に対するいろいろな規則があると思ひます。これはさつきも航空機の離脱の問題についての資料はこれを提出を要求して出してもらふようになるんです。その結果詳しく質問したいと思ひますが、どうです、六日付の新聞によりますと、米空軍には安全飛行を守るため航空基準というものがあつて、各部隊ともこの基準に沿つて飛行任務についていると、そういうことを報じている。その航空基準(2)に、チーフ・ディレクター・オブ・セーフティとして、フライティング・セーフティ、グラウンド・セーフティ、ミサイル・セーフティ、ニュー・クリアー、レポートなどと、飛行中安全、地上安全、ミサイル安全、核兵器、それから報告と、この五項目が示されている。その中のフライティング・セーフティには、日本の航空法七十五条のような規定がないし、まして住宅密集地帯への墜落を避けるということも指示してない。こういうことは明らかだと思ひます。一番この問題になつてくるのは、搭乗員の安全、米兵の事故に対する恐怖心をやわらげること、それに兵器、軍用機の秘密保持、こういうものが非常に重要なことになつてくるわけですね。つまり軍事優先ですよ、これは。そして、ほんとに国民の生命、安全を守るといふことは第二、第三になつてくる。こういうところが今度の事故を起こし、また、いままで何回かにわたつて事故を起こしながら依然として改まらない。

【理事後藤義隆君退席、委員長着席】

池田総理は、そのたびに、今後は再び繰り返さないということを国会の答弁で何回も繰り返されてる。こういうような事態が日本の姿です。○岩間正男君 岩間正男君、その中で私は特に指摘しなくちゃならないのは、米軍が常時核兵器を積んで飛行しているという問題です。安全航空基準の中のさつきのニュー・クリアーですか、核兵器の項目をどう書いてあるんです。安全審査要目というのがあるんです。これには、第一に、特殊兵器貯蔵所、集積所は、必ず第一級制限地域に指定されているか。第二に、核兵器積みおろしの場所、(一般米兵を含む)無資格者から見えないようにしてあるか。第三に、飛行機に積むミサイルに近づくことのできる人間の数は、必ず最小限に制限されているか。第四に、核兵器貯蔵所の照明は暗いに向かつて外側を照ら

ない、こういう意見を持ちます。この点をつけ加えておきたい。

池田総理は、そのたびに、今後は再び繰り返さないということを国会の答弁で何回も繰り返されてる。こういうような事態が日本の姿です。○岩間正男君 岩間正男君、その中で私は特に指摘しなくちゃならないのは、米軍が常時核兵器を積んで飛行しているという問題です。安全航空基準の中のさつきのニュー・クリアーですか、核兵器の項目をどう書いてあるんです。安全審査要目というのがあるんです。これには、第一に、特殊兵器貯蔵所、集積所は、必ず第一級制限地域に指定されているか。第二に、核兵器積みおろしの場所、(一般米兵を含む)無資格者から見えないようにしてあるか。第三に、飛行機に積むミサイルに近づくことのできる人間の数は、必ず最小限に制限されているか。第四に、核兵器貯蔵所の照明は暗いに向かつて外側を照ら

し、侵入者を直ちに発見できるように
なっているか。第五に、鉄条網でつ
くった固いの高さは八フィート以上あ
るか。鉄条網の針金は九番ゲージ以上
で、網の目は二平方インチより狭く
なっているか。こういうようなことで
核兵器の貯蔵についていろいろ安全性
を強調している。そういう中で、しか
もこの第五空軍というのは、日本本
土、沖縄、南朝鮮に駐留する部隊で、
その元締めである司令部は東京都内に
ある。そうしてしかも、その空軍の主
力戦闘機は、今度横田に強制配備され
ておるF105です。

こういうふうになりますという、
私は今度の航空事故というものは、国
民の生命、安全を守る立場から考え
たら、幸いにしてあれは核兵器を積ん
でいなかったのではありませんが、常時核兵
器を積んで飛行しておるといふ体制、
そういう体制をこれはとりつづける。
そういう事態が明らかになるわけだ
すね。そういう点からいって、これは実
に平和の問題としてゆるがせにできな
い問題なんです。こういう点から、今
度の町田の問題を、災いを転じて再び
こういうものを繰り返さないというそ
ういふ保障を確立しなくちゃならな
い。しかし、これを確立するためには、
軍事基地をこのままに置いて、そ
れからいままの安保条約下の地位協定と
いうものがなじがために縛られてい
る。そういう体制の中でこれを確立す
ることは非常に困難な問題だ。まあこ
こで論議する問題としては非常に大き
過ぎる問題でしょうけれども、どうで
す。私は、地位協定、それからそれに
基づくところの日米合同委員会、それ
から分科会なんかの性格、権限、そ

いうもので二、三指摘してきたわけ
でありますけれども、こういう点に安保
条約そのものの持つていける反人民性
はつきりあるんだというふうに考えら
れる。安保条約そのものの体制の中か
らこういう事態が起こってきていて、
これは非常に重大だというふうに思
うんですけれども、これはだれに御答弁
願っても無理でしょうが、私はこの点
を強調しておきたいと思う。

最後に、補償の問題ですが、これは
アメリカの場合どうなっているのか、
調査がございしますか。日本の場合を今
度三百万に改正したい、 Hoffman 方式
をとりたい、そういうようなことを、
きのうの本案でも、先ほどの稲葉委
員の質問にも、防衛庁長官が述べられ
た。しかし、アメリカの場合はどうな
んでしょう。これについて調査がござ
いしますか。これは事故分科委員会のほ
うで当然調査されておつて、まあ補償
の問題が実はあなたたちの一番当面の
問題なんです。そのために実は事故調
査をやっている。このところがほん
とどの任務のように思っているわけ
です。あなたたちは、それはございま
すか。アメリカの資料がございします
か。

○政府委員(小野裕君) 残念でござい
ますが、アメリカの正確な資料を持ち
合わせておりません。

なお、分科委員会では補償の問題に
は触れないことになっております。

○岩間正男君 そりすると、これはどこ
で触れられますか。日米委員会では……。
○政府委員(小野裕君) これは防衛施
設庁の事務として執行いたします。

○岩間正男君 この資料がほしいんで
すが、これはどこに要求したいいいか

な。施設庁長官ですか。施設庁長官
にこれは要求したいんですが、この資
料をひとつ明らかにしてもらいたい。
○政府委員(小野裕君) ただいま岩間
委員のお尋ねは、日本の補償規定で
ございしますか、あるいはアメリカのこ
とをおしやうていっているのございま
すか。もう一度……。

○岩間正男君 アメリカのものです。
日本の補償規定もございしたら出し
ていただいて、アメリカのものと対比
してみたいんです、どういふふうなこ
とになっているか。

○政府委員(沼尻元一君) この現在の
補償の体系が、新安保条約第六条に基
づく地位協定の十八条で、こういう際
に払われる補償というものは日本国の
自衛隊の行動から生ずる請求権に關
する日本国の法令に従って解決される
ということに相なっておりますので、私
たちとしては、補償金が多いか少ない
かということはもっぱら国内問題であ
るというところから、現在の基準が低
きに失するといふようなことから検討
しているわけでございます。そういう
点から、もっぱら国内的な問題であ
るということから、外国のそういう補
償例ということは調べていないわけ
でございます。

○岩間正男君 これは参考資料として
そういうものをお持ちにならないとい
うのは、どうも……だからそのこと
ろがいつも防衛施設庁の性格が問題に
なってくるんです。全くそんな
ことを調べてさえも悪いが悪いんで
すか。当然調べておいて、日本のいま
置かれている立場というものはどうい
うものだからいふ概観をしていなか
れば、あなたたちがものを主張すると

いったって主張できませんよ、そうい
うことなら。だから、それなら当然ア
メリカはどうなっているか、これは米
軍に要求してもいいです、外務省を通
じてです。そして、向こうの軍用機
における民間の被害の場合の補償はど
うなっているか、こういうものを参考
資料として持っているというものは当
然だと思ひますがね。そういう視野に
立たないで補償問題を解決するとい
つたって、どうしてもできないんじゃない
か。だから、百五十万でどうだとか
いうことで何年も据え置いている。物
価指数はどんどん上がつて、当時の何
倍かになっている。そういうときに、
今度はそれを倍にするんだ、Hoffman
方式をやつていくんだなどというこ
とで、いかに今度の問題が補償問題に
すりかえられてしまかされてしま
う。そういうのが従来の例だと思ひん
です。こんななまやさしい問題じゃ
ないです。補償の問題というのは、同時に
これは日本人の人權を守る。それか
ら、こういうような補償をやれば、結
局これはたいへんな損害だといふこ
とで、こういうことを繰り返さない、
そういうような作用を持つところに補
償の意味というものはあるんです。死
んだ人に線香代をあげる、そういうこ
とだけの意味じゃない。そんな消極的な
ものじゃない、補償の意味というもの
は。事故を繰り返さない。そのために
は、こういう被害を起こした者に、精
神的、肉体的、経済的にも苦痛を与
える、そういうことはあつていいはず
です。そういうことではじめて人權とい
うものは守られる。そういう立場に
立っていないのですか、あなたたち。
だから、アメリカのそんな場合の実態

を参考までに調べておくということは、
当然これは防衛施設庁のあなたたちの
任務だと思ひますが、それはいいん
ですか。どうなんですか。

○政府委員(沼尻元一君) 米軍関係の
補償案件は、自衛隊の行動から生ずる
請求権に關する法令によつて処理され
るということになっておりますので、
実は、防衛本庁のほうでは、現在財務
当局と交渉中なわけでございますが、
それがございしますと、これが私たちの
ほうに自動的に適用になる。そういう
關係にございまして、そちらのほうの
協議しておる当事者におきまして、ア
メリカのみならず、諸外国の例等も参
考にしたいといふことで現在いろいろ
聞いておるといふことに承つておりま
す。

○岩間正男君 まあ聞いておるそう
いふ情報でいいです。そういうものは、
もう聞けばわかることでしょう。外務
省を通じて向こうのそういうアメリカ
の例を聞いてもいいし、それから
二、三のそういう例があるでしよ
う。ヨーロッパあたりの。そういうもの
を出してもらえませんか、資料とし
て。これは聞けばすぐ入りますよ。い
ままであなたたちこれを調べていら
れないといふのは、どうも私はほん
とに補償問題を担当する立場としては
あつて悪いのじゃないかというふう
に思ひますがね。これはぜひ出して
いただいて、こういう関連でまた私
たち新たな角度からこの補償の問題を
扱つてみたいと思ひます。

先ほど御質問がございましたけれども、
その中で、昨年五月の毛呂病院の場
合、死者一人に重傷者十九人です

か、これは総額幾らですか。これはそこ資料がありますか。

○説明員(石井市次郎君) 昨年毛呂の事件におきまして、死亡者に対しては百五万四千八百五十六円を支払いました。

○岩間正男君 これは全部で総額幾らになります。十九人そのほか……

○説明員(石井市次郎君) 重傷者三名、軽傷者二十八名、これは別々に申し上げます。重傷者三名に対して二十五万八千五百八十八円、軽傷者二十八人に対して十三万二千二百七十五円、この三つが全体の人身被害でございます。

○岩間正男君 非常にこれは安いわけですね。今度改定をして倍になるということですが、百五十万というのは最高なんでしょう。最高で、実際百五十万なんかもらっている人はないので、みんなそれ以下だ。

それから家屋の補償の場合は、新しい建築費の半分ですか、半分しか出さないのですか、補償は。そういうことになっていきますね。これはどういう根拠なんですか。

○政府委員(沼尻元一君) 人身被害で死亡者に対しては現在までに出している最高額は、百八十一万まで出しております。

それから財産のほうは、これは実際受けた損害額を補償するというたてまえになっております。

○岩間正男君 建築費はどうです、新しく建て直したものは。

○政府委員(沼尻元一君) これは時価から経過年数等を考慮して支払うということになっております。

○岩間正男君 全額を補償するのですか。そういうたてまえですか。

○政府委員(沼尻元一君) 受けた損害の全部を補償するというたてまえでございます。

○岩間正男君 それじゃ、委員長、先ほどから要求した資料を出していただいて、それからできれば今度はやはり外務大臣と条約局長が必要だと思っております。そういうことを要求して、私は終わります。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記を起こして。

○稲葉誠一君 いま補償の問題が出ていたので、ついでと言っちゃ善弊がありますが、補償と慰謝料と見舞い金と三つあるわけでしょう。これはどういうふうに違うわけですか。

○政府委員(沼尻元一君) 死亡した場合と傷害を受けた場合と二つに分けますと、死亡した場合には、遺族に対する補償、葬祭料ということに相なりま

す。それから傷害を受けた場合には、療養に要する補償、休業補償、それから障害があつた場合には障害補償という三つに分かれております。

○稲葉誠一君 私の言う意味がよくあなたの方に理解されなかつたと思うのですが、補償の場合には公務中の事故ですか。これが補償で、公務外の事故の場合は慰謝料、こういうふうな形にしているのじゃないでしょうか。

○政府委員(沼尻元一君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 そりすると、補償の場合ですね、アメリカ力が四分の三払っ

て、日本は四分の一払うわけでしょう。これは今度の場合もそういうふうになるのかどうかは別として、どうしてアメリカ軍の行為だけによって事故が起きた本件のような、町田市の事故なんか日本人の側に何ら過失がない、その場合にもどうして日本側が四分の一負担しなければならぬのですか、どうもそこところがわからないんですかね。

○政府委員(沼尻元一君) これは地位協定でそのように定められておるわけでございますが、私たちとしてはそのようにきまつた経緯を憶測するということになります。公務上の場合には日本側が二五%持つ、公務外の場合には全部米側が持つ。まあ公務上の場合は、米駐留軍というものが日本におることが条約上の義務履行という立場から日本におること、そういう意味から日本側も応分の負担をするということではなからうかというふうに推察いたしております。

○稲葉誠一君 これは時間がもうおそいから、あとであれしますが、それから見舞い金というものは、話がうまくつかない場合や何かに特にこういふ名前を出すんですか。

○政府委員(沼尻元一君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 そこで、補償金額、慰謝料の金額を査定するときに、日本側で案をつくつて金額を出して、そしてアメリカ側にこれを提示するのでしょ

う。○政府委員(沼尻元一君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 その場合に、日本側の査定した金額とアメリカ側が出す金額

と非常に違うのじゃないですか。日本側の出した金額が普通半分ぐらいか六割ぐらい削られるのが多いんじゃないですか。

○政府委員(沼尻元一君) さような例はあまり聞いておりません。

○稲葉誠一君 いままで日本側で査定して出した金額とそれからアメリカ側でその結果として払ったものの違

いのある例は相当あるはずですが。これは調べてもらなさい。これは私どもの得ているのも例もすいぶんありますけれども、それはもの考え方違うんじゃないですか。

【委員長退席、理事後藤義隆君着席】
アメリカ側のほうでは、日本側にも過失があつたというので、過失相殺という面を強く主張するために、日本の出した金額を査定の中でアメリカ側のまないで減らされるんじゃないですか。具体的にどういふふうに行っているのじゃないですか。どうですか、よく相談してもらなさい。

○政府委員(沼尻元一君) 日本側が出した案をアメリカが非常に辛い削り方をするといいようなことは私は聞いておりません。

○稲葉誠一君 それじゃ、いままでの補償している金額で、日本側の査定した金額と、アメリカ側のそれをのんだ一覧表を出してごらんないさい。きょうでなくていいですから。私の聞いた範囲では、違ふと聞いているんですが、それからもう一つ重要な争点になつて

いるのは、日本の場合には、精神的な損害を主張する場合の慰謝料——不法行為ですから、それは非常に加わる

わけです。アメリカは、そういうのは全然認めない行き方をとる。だから、金額の差異もそこに出てくるのだ、こう聞いているんですが、その点はどうか。

○政府委員(沼尻元一君) そういう慰謝料と申しますか、精神上の補償というものは、米側としては、日本の自衛隊員が与えた事故と同様に取り扱いますというので、別に何と申しますか、私たちとしては自衛隊に関する補償に従つて計算した額を持つていくならば、それに対して、まあ地位協定上そういう建前になっておりますので、米側としてとやかく言うというふうなことはございませう。

○稲葉誠一君 それは私の聞いているのとちよつと違ひますけれども、これは私も調べてみます。

そこで、もう一つの問題は、たとえば最高百五十万円だけれども、実際は百万円、こういうことは非常に少ないんだ。定収入のない主婦の場合には最高でも四十万円、子供の場合は二十五万円、これが実際の例だと、こう聞いているんですが、どうですか、大体。

○政府委員(沼尻元一君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 それから、けがの場合、治療費を払うわけでしょう。その場合でも、新しい薬とか高貴薬の使用はいけないとかいうことになつておつて、治療費というものは入院の場合一日百円以内なんだと、こういうふうにきまつていっているんですか。

○政府委員(沼尻元一君) 新薬とか高貴薬という場合は、医者が必要と認めた場合は扱っているということに相

なっております。それから雑費は百円、そのとおりでございます。

○稲葉誠一君　そこら辺のところが捕償の金額が非常に少ないし、それから全体として何といえますか、もつと再検討しなきゃならない点がたくさんあると、こういうふうに考へるのです。が、最高額だけじゃなくて、これはもう十分考へなくちゃいけないことだと思ふんです。

それからこれは法務省にお尋ねするのですが、さつきも出ていましたね、アメリカの軍人なり何なりが日本で事件を起こした場合の起訴率が非常に低いという話ですね。これは事実低いわけですが、これについていまちょっと聞きたいと思ふんですが、その前に、アメリカの軍人が基地外で事件を起こした場合に、逮捕はできるわけですか、日本の警察官なり何なりが。

○政府委員(竹内壽平君)　そのとおりでございます。

○稲葉誠一君　現行犯の場合は、それは常人逮捕でもできるわけですね。それが基地の中へ入っちゃった場合、この場合は逮捕はできるのですか、できないのですか。現行犯でない場合は、準現行犯なら話は別かも知れませんが、これはどうなっているんですか。

○政府委員(竹内壽平君)　詳しく申し上げると、一定の条件のもとではできるわけでありまして、

○稲葉誠一君　一定の条件というのは、きょうは時間がありませんから、別

は、基地の特別捜査部というのがあるでしょう、OSIというやつがね。そ

れが逮捕することになっていて、日本の警察官なんかは逮捕できないのが原則じゃないですか、基地に入つてしまつた場合は。

○政府委員(竹内壽平君)　原則としては、向こう側にまかせるといふ形になります。で、日本側の警官が入つて行つて逮捕できる場合も、例外的に認められております。

○稲葉誠一君　その例外というのは、どういふ場合ですか。現行犯の場合ですか。

○政府委員(竹内壽平君)　条文を持っておりますのでよくわかりませんが、犯人を追いつて行つて中に入つた場合ですね、そういうときに許される、こういうことではあります。

○稲葉誠一君　それは、犯人を追いつていくときは、現行犯なり準現行犯の場合でしよう。これは当然常人だつてできるわけじゃないですか、警察官じゃなくたって。そうじゃなくて、一般の場合はOSIというのがあつて、そこに協力してつかまえてもらふんだけれども、かりにOSIがつかまえた場合には、地位協定によつて日本側に引き渡しは受けられないことになつて

いるのじゃないですか。地位協定の第十七条の(6)です。

○政府委員(竹内壽平君)　いまの点でございますが、向こう側が身柄を拘束しております場合は、向こう側に置いておく。ところが、しかし、それは公訴提起までのごときでございまして、公訴提起後におきましては、引き渡しを求めて、こちら側で引き取ることもできます。

○稲葉誠一君　基地外で事件を起こして、それは追いついていけば別ですけれども、向こうへ追いつて行つても、向こうへ入つちゃう。そうすると、アメリカのOSIの特別捜査部がつかまえる。つかまえて日本にそれを引き渡すのが原則じゃないわけでは

ない。向こうで調べが済むと放しちゃうのじゃないですか、身柄を。だから、放しちゃうから、みんなアメリカ人がつかまえても軍隊に帰っちゃうんじゃないですか。日本へは渡さないの

でしよう。

○政府委員(竹内壽平君)　さうなことはないのでございまして、向こうでつかまえて放してしまふということより、なことはしないわけでございます。なるほど、向こうの手中にあるときに向こうに身柄を拘束するということになつておりますが、これは向こうが日本と話し合ひでそういう処置をするというだけでございまして、かつてに釈放したりなんかすることは許されなければならぬ、責任を持つていかなければならぬ、こういうことだろうと思ひます。

何となれば、もし公訴を提起したあとに引き渡しを求められた場合に、引き渡しに應ずることができぬというようなことであれば、協定違反になりますし、それは国と国との問題になつてくるわけで、さうなことはないと私は思ひます。

○稲葉誠一君　刑事局長はないと言ひけれども、実際にはOSIがつかまえた場合に身柄引き渡しを受けられないというのが地位協定第十七条の(6)に書いてあるのではないですか。結局、OSIの取り調べが終わると、日本に引き渡しをしなければならぬ義務はないわけでは

ない。釈放してしまつてもかまわぬわけでは

ない。道義的な問題は別として。

○説明員(羽山忠弘君)　起訴いたしました被疑者は、日本国の当局によつて……

○稲葉誠一君　起訴前の話です。起訴してしまふと別ですよ。起訴前の話です。逮捕の場合の段階です。

○政府委員(竹内壽平君)　これは身柄を確保して置くといふことであつて、たとへば留置場に入れておかなければならぬといふような制限はないと思ひます。

○稲葉誠一君　だから、私が言うのは、身柄を確保しておくといふのは法律上の義務かどうかということ、アメリカ軍がOSIが身柄を確保しておつたものを日本の警察なり何なりが引き渡さなければならぬ義務があるかどうかといふんです。義務はないらしいですよ。ですから、結局基地の中に入つちゃうと、向こうはつかまえて調べるけれども、ある程度調べるとそのまま釈放して、元の軍隊に入れちゃうわけですよ。帰しちゃうわけですよ。だから、日本側としては手の打ちようがないといふのが現実の状態ではないかといふんです。起訴したのは別ですよ。

○政府委員(竹内壽平君)　身柄の問題につきましても仰せのとおりだと思ひますけれども、それじゃ調べが全然日本側でできないかといふと、それは調べをすることができ、これはさうなつております。

○稲葉誠一君　そのことに関連して、あなたのところに検事で河上和雄君という検事があるでしょう。八王子にいたでしょう。この人は、こういう涉外

関係の事件を八王子でやつていたんですね。この人の書いたものがありますね。よく読んでいたきたいと思ひます。私はそれに関連してこの次に質問いたしますから。

もう一つお聞きしたいのは、これは警察庁と法務省に調べていただきたいと思ふんですが、東京の基地のある町の警察署といふのは、どこどこですか。それで、その町の警察のことで東大の潮見俊隆さんが書いてあること

です。「法律時報」の一月号の「基地をめぐる法律問題」というところで書いてあるんですが、たとえば、昭和三十八年一月から十月までに発生したその町の駐留軍人の刑法犯が九十六件ある。それで、四十八件、九十一名が送検されたのだが、起訴された者は一件二名、これは強姦ですね。にすぎないのだ。こういうふうに書いてあるわけですよ。それで、刑法犯九十六件といふ中に、屋内の強盗傷人が一件、屋外の強盗傷人が二件、屋外強盗が一件、強姦二件、暴行五件、傷害十三件、屋内強盗十三件、屋外強盗四件、詐欺一件、賭博一件、その他五十三件となつて

いるんですが、それで私が疑問に思ひますのは、強盗傷人が屋内と屋外で三件あるわけですね。これは起訴されて

いないといふふうに言つてゐるわけですよ。強盗傷人ならば懲役七年ですからね、法定刑の最低限が。これが検察庁に送られて起訴されていないといふのはおかしいと思ふんですが、これはどこの警察署といふことは書いてない

ですが、東京のある基地のある町の警察署の実情といふことが書いてあるんですが、これはどこだか警察のほうで

もかまわぬわけでは

ない。道義的な問

題は別として。

○説明員(羽山忠弘君)　起訴いたしました被疑者は、日本国の当局によつて……

○稲葉誠一君　起訴前の話です。起訴してしまふと別ですよ。起訴前の話です。逮捕の場合の段階です。

○政府委員(竹内壽平君)　これは身柄を確保して置くといふことであつて、たとへば留置場に入れておかなければならぬといふような制限はないと思ひます。

○稲葉誠一君　だから、私が言うのは、身柄を確保しておくといふのは法律上の義務かどうかということ、アメリカ軍がOSIが身柄を確保しておつたものを日本の警察なり何なりが引き渡さなければならぬ義務があるかどうかといふんです。義務はないらしいですよ。ですから、結局基地の中に入つちゃうと、向こうはつかまえて調べるけれども、ある程度調べるとそのまま釈放して、元の軍隊に入れちゃうわけですよ。帰しちゃうわけですよ。だから、日本側としては手の打ちようがないといふのが現実の状態ではないかといふんです。起訴したのは別ですよ。

○政府委員(竹内壽平君)　身柄の問題につきましても仰せのとおりだと思ひますけれども、それじゃ調べが全然日本側でできないかといふと、それは調べをすることができ、これはさうなつております。

○稲葉誠一君　そのことに関連して、あなたのところに検事で河上和雄君という検事があるでしょう。八王子にいたでしょう。この人は、こういう涉外

関係の事件を八王子でやつていたんですね。この人の書いたものがありますね。よく読んでいたきたいと思ひます。私はそれに関連してこの次に質問いたしますから。

もう一つお聞きしたいのは、これは警察庁と法務省に調べていただきたいと思ふんですが、東京の基地のある町の警察署といふのは、どこどこですか。それで、その町の警察のことで東大の潮見俊隆さんが書いてあること

です。「法律時報」の一月号の「基地をめぐる法律問題」というところで書いてあるんですが、たとえば、昭和三十八年一月から十月までに発生したその町の駐留軍人の刑法犯が九十六件ある。それで、四十八件、九十一名が送検されたのだが、起訴された者は一件二名、これは強姦ですね。にすぎないのだ。こういうふうに書いてあるわけですよ。それで、刑法犯九十六件といふ中に、屋内の強盗傷人が一件、屋外の強盗傷人が二件、屋外強盗が一件、強姦二件、暴行五件、傷害十三件、屋内強盗十三件、屋外強盗四件、詐欺一件、賭博一件、その他五十三件となつて

いるんですが、それで私が疑問に思ひますのは、強盗傷人が屋内と屋外で三件あるわけですね。これは起訴されて

いないといふふうに言つてゐるわけですよ。強盗傷人ならば懲役七年ですからね、法定刑の最低限が。これが検察庁に送られて起訴されていないといふのはおかしいと思ふんですが、これはどこの警察署といふことは書いてない

ですが、東京のある基地のある町の警察署の実情といふことが書いてあるんですが、これはどこだか警察のほうで

も調べてくれませんか、この次まで

それから法務省の竹内さん、いま私が言ったように、刑法犯九十六件のうち四十八件、九十一名が送検されたが、起訴されたのは一件二名強姦だけというんですが、これによると強姦傷人が三件ある。強姦傷人というのは七年以上ですね。これなんか不起訴になつてゐるらしいですね。ちよつと理解に苦しむんですね。強姦傷人が不起訴になつてゐるというのはおかしいですね。これらをよく調べてほしいですね。警察と連絡をとって、どういふふうな事情で、強姦傷人ばかりでなく、強盗もありましたから、これは不起訴になつたのかどうなつちやつたのか、これは潮見さんが書いておられますから、ちよつとよく調べてもらいたいと思ひます。あとは、そういう結果を見てからまたよく質問いたしたいと思ひます。

○理事(後藤義隆君) 本件はこの程度にとどめます。

○理事(後藤義隆君) 次に、千葉工業大学の紛争事件に関する件について調査を行ないます。

○稲葉誠一君 質問の通告は、千葉の工業大学の事件というふうになつておるかも知れませんが、これにかつち千葉の知事選挙なら東京都の知事選挙なり全体を含めての事件としてお聞きするわけですが、もう時間がおそいものですから、きょうは要点だけにしたいと思ひます。

検査官が冒頭陳述書というものを提出するわけですね、法廷では、これはどういふふうなものですか。検事

としては確信をもつて提出してゐるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 御承知のように、検査官としましては、冒頭陳述書で示した事実をこれから法廷で証拠によつて証明をしようという宣言でございます。

○稲葉誠一君 ですから、検査官としては、これはもうあたりまえのことですけれども、冒頭陳述書に書いてあることは十分な証拠があつてこれを書き、そして公判廷で発表してゐるんだと、こゝろ承つてよろしいわけですね。あたりまえのことですけれども。

○政府委員(竹内壽平君) 検査官といふたしましては、そういう考えで発表しておるものと考へております。

○稲葉誠一君 それで、「松崎長作外二十九名に対する公記号偽造、公職選挙法違反等被告事件冒頭陳述書」というもの、これはこの前はんの一部いただき、それでは足りないものですから、私のほうで相当余部をとつたわけですから、これでこの前から私がいろいろ聞いているんですが、肥後亭と川島正次郎さんとの関係が前から問題になつてゐるわけですね。私が前の予算委員会でも追及したときにも、川島さんは、肥後とは別にどうもという……ちよつとした知り合いなんだと、こゝろいふうなことを言つてゐたんです。この「冒頭陳述書」を見ると、第五章の第一節の第一のおしまいころを見ますと、松崎と肥後との関係を書いたところがあります、わかりますか。

そうすると、その中では、川島正次郎が肥後と親しいことを知つて、そして松崎が肥後に接近してゐたといふことを書いてありますね。

○説明員(羽山忠弘君) おそれいりますが、何ページでございましょうか。

○稲葉誠一君 ページはちよつとわからないんですが、第五章のところですか、「肥後亭の選挙運動」というところがあるでしよう。

○説明員(羽山忠弘君) 第五章の最初のところをいまあげておるのです。……

○稲葉誠一君 第一節の第一の終わりころです。

○説明員(羽山忠弘君) 見ております。稲葉誠一君 「川島正次郎君が肥後と親しいことを知り」云々といふことを書いてありますね。

○説明員(羽山忠弘君) 書いてございす。

○稲葉誠一君 これはやはりあれですか、証拠によつて川島正次郎氏が肥後と親しいといふことを認定したわけですね、検査官としては。

○政府委員(竹内壽平君) その言ひ方がなかなかむずかしいのでございしますが、認定したのではなくて、認定をできるといふことを裁判所に訴えておるのでございす。

と、こゝろ書いてありますね、第二のところに。

○説明員(羽山忠弘君) 書いてございす。

○稲葉誠一君 これは川島さんがいままで言つたことと違ふわけですね。きょう、川島さんの言つたことの調書を持つてきませんけれども、川島正次郎氏は肥後亭とほとんど知らないよふなことを言つてゐたが、これはずいぶん違つてゐるわけですね。

それから第二の終わりころのところをあげてくれませんか。「昭和三十六年の秋頃、肥後が公職選挙法違反で、府中刑務所に」入つてゐたことがあつた。そのときに川島正次郎の秘書官の「根本は、川島の代理として刑務所に面会に行つたこともあつた」と、こゝろ書いてありますね。

○説明員(羽山忠弘君) 書いてございす。

○稲葉誠一君 書いてあることを一々確かめても始まりませんが、時間ばかりかかつてしまふがありませんけれども、一応確かめるだけ確かめちゃいます。第三節の「千葉県知事選挙における選挙運動」の二のところ、肥後は「云々、国務大臣であつた川島正次郎に對し、云々して、川島からも松崎長作と相談して加納のため選挙運動を行ふに依頼され」たんだと、こゝろ書いてあることは間違いないわけですね。

○説明員(羽山忠弘君) 間違ひございせん。

○稲葉誠一君 あとのあれがあるから一々確かめてゐるわけですが、それから肥後亭と知事選挙のことで松崎やんかが集まつてゐる十原則といふ

ことをきめた。きめたときに、いまの第三節の四の(3)の「肥後の選挙運動資金は、自民党関係から松崎を通じて支給される」と、こゝろありますね。

○説明員(羽山忠弘君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 それから(9)のところ、肥後に關して違反事件が起きた際は、松崎、三沢等に責任を及ぼさず、肥後において單獨解決する。といふ、こゝろいふ「十原則の基本的事項」といふのが、肥後亭や自民党の書記ですか何かの間で取りかわされたんだ。結局、いへば、その金は自民党から出て、そして選挙違反が起きたときに肥後が全部責任を負うんだ、ほかの者には関係を及ぼさないんだといふ十原則がこゝで取りきめられたといふことが、検査官の主張として、証拠により認定すべき事実としてここに掲げられてゐることは間違ひありませんね。

○説明員(羽山忠弘君) (3)の「肥後の選挙運動資金は、自民党関係から松崎を通じて支給される」といふのはまさか書いてございす。……「自民党関係から」をどういふふうに解釈するかは問題でありまして、自民党の公式の金として支給するかどうか、そこはこゝの意味はまた別の問題だと思ひます。

○稲葉誠一君 そりすると、その意味はどういふふうに解釈するんですか。

○説明員(羽山忠弘君) これは検事がどういふ趣旨で立証しようとしてゐるのか、私はちよつと承知いたしておらないのでございす。

○稲葉誠一君 それから最後の、最後といふか、六の選挙が終わつてからのこととす。ずつとおしまいのころ、六の

選挙が終わってから、肥後は川島さんのところへ、成功したんだから謝礼金をくれという請求に行っているわけでしょう。そのときに、根本が大都工業株式会社の小川耕一という社長に電話して、あと始末に百万円都合してくれと、こう言ったので、それで結局小川という人のところへ行つて百万円を持ってきてそれを川島さんの秘書官室で肥後に渡したと、こう書いてありますね。

○説明員(羽山忠弘君) 川島さんのところへ百万円請求したというふうには書いてないように思います。

○稲葉誠一君 「川島国務大臣秘書室に根本を訪ねて、功労金の催促をした。」と、こういうわけですね。川島さんに直接じゃなくて、根本に功労金の催促をしたと、こう書いてあるんですね。

○説明員(羽山忠弘君) さようでございます。

○稲葉誠一君 それから第四節の、今度は「東京都知事選挙」になるんですが、その一のところのまん中辺ですが、三月上旬ごろに、川島正次郎氏から、東さんを応援してくれという依頼を肥後が受けたんだ、それで肥後はこれを承諾したんだと、こういうふう

に書いてありますな。

○説明員(羽山忠弘君) さようでございます。

○稲葉誠一君 私がこれを確かめたのは、いままで川島正次郎氏の言っているのとずいぶん違うというふうに私は思うわけです。で、どういふ点がどういうふうに違うかということ、それから川島さんが国会の中で言ったことが非常に多いということ、こうい

うようなことは、きょうここで明らかにする時間はありませんけれども、私は、これが正しいものだと思えば、あの人は国会で言う言っていることにならなと思うんですよ。これは今後確かめていきたいと、こう思っています。

そこで、別の問題なんですけど、これは文部省の方も来ておられるんですけど、この千葉の工業大学に関連して何か学校に紛争が起きた、そういうことで、ある人から文部省に対して——これは何だったか法律がありますね、学校法人紛争の調停等に関する法律の第三条、これに基づく調停委員に調停をさしてくれという申し出があったことはあるわけですか。

○政府委員(杉江清君) ございます。

○稲葉誠一君 そこで、これは裁判があつて、文部省側が調停を行なわせなという処分をしたことが、取り消しになったわけですか。しかし、これは確定しているわけじゃありませんから、だからこの内容をかれこれ言うわけじゃなくて、私の聞きたいのは、そういう調停が申し立てられたときに、文部省は一体どういふ調査をしたんですか。最終結論は、調停しないということになったんですけれども、調査はどういうふうにしたんですか。

○政府委員(杉江清君) 当人にしつばしは来ていただきまして、いろいろその言いつ分をよく承ったのであります。そのほか、これに関連いたします千葉地裁の判決等をも調査いたしました。その他の事情について私どもとしてできるだけ調査をいたしました、現地調査等のことはいたしておりません。

○稲葉誠一君 私が聞きたいのは、それは当人を呼んで調べたり、また書面

を見るのはいいんですが、こういう調停が文部省に対して出ていたときに、だれとだれとに会つて、そして具体的な事実を文部省としては確かめたのかというのを聞きたいわけですよ。どこまでの手を打つて、事実関係を確かめたのかというんです。

○政府委員(杉江清君) ただいま申し上げましたように、会つたのは坂本だけでございまして、その他の事件関係者には会つておりません。

○稲葉誠一君 それじゃ、あなた、この事件の内容はどういふ内容であつて、それを調停委員会に付すことが正しいか正しくないかというところはわからないんじゃないですか。

○政府委員(杉江清君) 私どもは、坂本の言うところ、主張そのものから、その調停法の調停に付する要件に該当しない、こういう判断をしたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、文部省がした判断は、どういふ根拠ですか。

○政府委員(杉江清君) この学校法人紛争の調停等に関する法律は、当事者の申し出によつてこれは発動されるたてまえになつておるわけです。その当事者の申し出を聞きまして、その場合はその要件に該当しない、こういうふう

に判断したわけでありまして、この法のたてまえからそれをもつて足りるかどうか考えたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、当事者適格というが、当事者ではないという判断をしたわけですね、文部省としては。だけれども、これは、東京地裁の判決としては、その点は誤りであるといつて、文部省の言いつ分なり法務省の訟務局の言いつ分は却下されているわけ

です。だから、どこかに食い違いというか、その間の判断の違いが出てきたわけですね。坂本なら坂本という人がここにいう当事者であるかどうかというのをどうも調べる方法は、当然あつたのじゃないですか。現実には判決で、一審判決にしても、文部省側の言

い分が破られておるわけでしょう。

○政府委員(杉江清君) 私どもは、坂本氏の言うところを十分検討いたしました結果、そのような判断に至つたのであります。その場合、その判断を助けたのは、千葉地裁の判決の本

人の辞任が脅迫に基づくものではないのだという判決、これはかなり有力な資料になつておつたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうしてそういうふうな判決をも参考にしたが、本人の言うところ、それによつて判断して差しつかえない、こう考えたわけでございます。

○政府委員(杉江清君) この調停の法律の内容に入る前に、いわゆる門前払いというが、当事者でないといふことですべてをやつたわけですか。具体的内容に入るところまでいかなかつたんだ、こういうわけになるんですか。

○政府委員(杉江清君) もちろん、学校が正常な管理運営をなされているかどうか等については、これは私どものほうで承知しておる限りのことを判断の資料としたわけでありまして。

○稲葉誠一君 学校の紛争があるかといふこと、これは、しかし、今度の裁判所の判決の中では相当詳細に調べて、紛争があつたんだという認定をしております。第一審は、そうすると、文部省の認定と違うわけですか。それは、違うことは幾らでもあり得るわけ

です。裁判ですから、違うことはあり得るのはいいんですが、そのところ

で、何を何を調べたのですか、紛争があるかないかということについて

は、私の聞きたいのは、肥後が何か文書を偽造して川島さんを大学の学長にしたというところは、前々から争いになつておつたし、今度の判決ではそれが認定されております。そのことについて、川島さんに会うなりなんなりして、あるいはその大学の理事者と称する者に会うなりなんなりして確かめる

というところはしなかつたのですか。

○政府委員(杉江清君) 私どもの判断の重要な基礎は、坂本には当事者適格がないということ、まあ法的に言うならば、それのみをもつてもこの要件を欠くと考えたわけでありまして、その他正常な管理運営が行なわれていないかどうかの判断については、私どもは、この調停に付するといふことのた

めの正常な管理運営が行なわれていないといふ事実はかなり重大なものであることを必要とする、こういう判断の上になつて、そのような重大な、不正常的な管理運営は行なわれていないといふことは、当時の学校運営の状態から明らかにある、こういうふうに判断したわけでございます。

○稲葉誠一君 そういふ判断は、文部省だけでしたわけですか。法務省の訟務局にはまだその当時関係なかつたかもしませんが、法務省と相談するとか何とかといふことはしたわけですか、しなかつたんですか。

○政府委員(杉江清君) 文部省だけでいたしました。

○稲葉誠一君 ところが、まあ一審判決にして、その文部省側の主張は、全

面的に、当事者の問題、紛争の問題、これがくつがえったわけですね。そうすると、あれですか、現在はこれをどういうふうにしたいかというふうなことを考えているわけですか。というのは、これは時限立法でしょう。いつ切れるんでしたっけ。もうすぐ切れるんですか、この法律は。

○政府委員(杉江清君) 五月一日をもってこの法律の効力は切れます。

○稲葉誠一君 現在、少なくとも一審でそういう判決があつて、文部省側の主張がくつがえったわけですね。それで、裁判所側の勧告で緊急理事会を開いて、そうして何とか和解の方法をしるというふうなことを言っているわけですね。そうすると、あれですか、文部省側では、一審でああいう判決があつたんだから、これをほうりておくんじやなくて、何らかの形で、まあ何とかありますが、中へ入って解決をするとか、あるいはこの調停に付すとか、こういうふうな考え方はいまのところないわけですか。

○政府委員(杉江清君) 判決の内容をよく検討いたしました。控訴するかどうかについて法務省と今後御相談してまいりたいと考えております。

○稲葉誠一君 いや、控訴するかしないかというのを国会で聞いたって、それは無理な話ですよ。それは裁判の問題なんだから、あなた方がきめることなんです。そうじゃなくて、私の言うのは、いまそういうふうな学校の紛争というものがあつて、それがこの調停法に該当するものだというふうなことが一応出てきたわけですね。その段階において、早急にあなた方が中へ立って、文部省側もタツチして、この

紛争というものを円満に解決をするという行き方をとる考えはないのかと、こう聞いているわけですね。

○政府委員(杉江清君) 現在のところまだどういふ措置をとるかは検討中でございまして、現在のところ中に入る考えはございません。

○稲葉誠一君 この法律は、あれですか、名城大学のことがたのときにできた法律なんですか。名城大学の場合だけに何といひますか限定するという意味だつたんですか。必ずしもそうでもないんですか。

○政府委員(杉江清君) 法律ができた以上、法律の趣旨は当然限定する趣旨ではないと考へますが、ただ、立法過程においては、これはみだりに発動すべきものではないんだ、名城大学のよきなあのようないふまでも明白な不正常の管理運営がなされていふ事件に對してのみ適用すべきだといふ主張がかなりあり、その趣旨には賛成であるといふ大臣の答弁もあるような次第でございまして。

○稲葉誠一君 私が聞きしたいのは、そうすると、当事者の問題はわかりましたけれども、たとえば校長になつて川島さんの資格の問題等について、川島さんなりあるいは他の理事といふ人に会つて事実を確かめるといふことはしなかつたんだと、こういうふうなわけですね、結論的にはね。しなかつたといふことについては、いまあなたの方々が言われたのは、この調停法のいう当事者にこれは該当しないんだ、すでに身分を失つていふといふに判断したからだ、こういうことですね。

○政府委員(杉江清君) それと同時に、明白な不正常な管理運営がなされておるといふことはないと判断がそれに加わつておりました。

なお、現在の理事が無権限であるかどうかといふことは、これは一方裁判で争われていることであります。これについて行政官庁が直ちに調査しても、それは十分な調査はできないといふ判断も加つたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、当事者の問題は別として、運営が正常であるかどうかといふことについて、文部省側としては調べはしたわけですね。調べたけれども、明白で著しいものとは言えないといふ結論だつたわけですね。この結論を出すについては、その大学の学長である川島さんなら川島さんに会つてその間の前後の事情といふものを確かめなければわからないのではなからうか。そういうことをしなかつたといふのは、これはやはり相手が相手だからやりにくいからしなかつたといふことに勘ぐられるわけですが、川島さんに会つてその間の事情はどうなんだといふことを確かめたらよかつたのではないですか。

○政府委員(杉江清君) 学校法人紛争の調停等に関する法律を適用するかどうかといふことは、やはり總体的にその学校がどういふふうな状況にあるかどうかといふような判断も当然加わるのだと思ひます。個々のある理事が有効に選出されたかどうかとかその他法的の問題の個々に立ち入つて調査しても、これはなかなか行政庁としては的確なところはつかみにくい。それ自体が一方裁判所に係属されている

事件である。そういうふうなことから、その個々に立ち入ることなく、總体としてこれは調停に付すべき事件であるかどうか、こういう判断をせざるを得なかつたのであります。そして、その際に、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、本人は当事者の資格を持つていない、したがつて、役員相互の間における紛争に基づく正常な管理運営がなされていふといふ事実はないと、かように考へたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、あれですか、文部省としては、私立学校だから、原則として私立学校の自治にまかせるのであつて、そこに深く関与すべきではないんだ——確かに一つの考え方だと思ひますが、そういうふうな考え方をとつておると、現に裁判で争われている場合には調停の活用といふかそれはないのだといふふうなことが基本的な考へなんですか。

○政府委員(杉江清君) それとは違ひます。前段の私立学校についてはその自主性をできるだけ尊重していくと、こういう基本的立場は常に維持してきていたと、かように考へていられるわけでございます。しかし、後段の趣旨は、それはそうではなくして、たとえば名城大学のように訴訟事件になつていものが数件に達している、そして、個々の訴訟によつては、一部分の解決ははかられても、全体の解決はとうてい期待できない、もはや裁判では總体的な全体的な解決はむずかしいと、こういう判断がとられる場合には、これはこの法律による調停に適用する事件だと思ひのであります。しかし、この千

葉工大の場合は、むしろ争点は現在の理事が権限があるかどうか、あるいは坂本氏の辞任が有効であるか無効であるか、あるいは脅迫に基づいたものであるかどうかといふような点にしろれてくるのであります。それらについてこれを調停の対象にし、具体的に事件の内容を行政官庁が審理しようとしてむずかしいと、こういう判断が加わりますのであります。そこで、また繰り返しますけれども、その当事者の言ひ分そのものを、当事者といふよりも、申し出人の坂本氏の言ひ分を聞きまして、そこ、それでは調停法の調停の対象にするには適当でないと、こういう判断をしたのであります。

○稲葉誠一君 同じことを話していても、くどい話になりますから、私のほうもきょうはそれ以上詳しく聞きませう、時間の関係もありますから。あなたの話を聞いてみますと、結論的に、これは何かむずかしいことなんだから、だから逆にもとへ戻つてきて、そして本人の当事者の資格といふかそういうふうなものを否定したのだ、そういう形で解決したほうが便利といふかあとかさげないといふふうにしてやつたといふふうには何かとれるんですよ。名城大学の場合だつて非常にむずかしいわけですが、名城大学の場合よりもつとむずかしかつたのじやないですか。だから、そつちのほうで調停をやるといふならば、本件でも調停をやつたほうがかえつて解決がやりよかつたんじゃないですか。たくさん訴訟や告発や仮処分が起きていたのじやないですか、この事件でも。

○政府委員(杉江清君) 私どもは、事件の總体は、名城大学のほうははるかに複雑であり、そして個々の裁判の結

果を待ったんではとうてい解決し得ないという見通しが明らかである場合でかなり大きな差があると考えております。

○稲葉誠一君　そうすると、本件の場合台は個々の裁判の結果を見れば問題は解決するんだ、こういうふうにあなたのほうではとったわけですか。

○政府委員(杉江清君)　必ずしもそう言えないかもしれませんけれども、ただ、私どもとしては、当事者の資格がないということ、それからその他その紛争によつて正常な管理運営が行なわれていないという事実はない、こういうふうに判断して、この要件を充足しなさい、こういうふうに考えたわけでありまして、そのほかいろいろのことを申し上げましたが、それはそういう判断の背景をなす考え方を申し上げたわけでありまして。

○稲葉誠一君　私の疑問に思いますのは、これを文部省が調停のほうに回さなかつたということ、この学校で、川島さんが理事長になつておるそれが偽造だ、肥後亭の偽造によつて浮き上がったものだとかなんとかいうことが争いになつておる。今度の東京地裁の判決では、肥後亭の偽造というが、権限なくして理事会を開いた結果なんだと一応結論が出ておるわけですか。そういうふうなことがあつて、それで遠慮か何かして紛争を調停に回さないほうがいいのかという考え方が支配して、それで結局却下するのにとこへ問題を持つていったらいいか。そうすると、一番いいのは当事者の資格問題でいったら一番形式論理が立つていいじゃないかということ、当事者資格の問題に持つていったんではないかとい

うふうに、ちょっと勘ぐれば考えられるわけですが、だから、あなたの言うように当事者資格の問題で却下したというのなら、紛争があるがなかつたというのなら、紛争がどういふ紛争であらうか、関係ないわけですか。いわゆる門前払いだから、紛争とかなんとかいうところに入らないで、当事者資格の問題ならそこで話がつかうわけですか。それを当事者資格の問題のようないことを言うかと思つて、今度は内容の問題がそれほど複雑でないとかいうふうに言い出すから、これは話が変わらないかといふふうにかつては考えてくるわけですか。こつちも少しひねくれておるかも知れませんが、そういうふうな考えに考へるわけですか。だから、だれかから別に圧力があつたわけじゃないんですか。

○政府委員(杉江清君)　そういうことじゃ毛頭ありません。形式論的にいへば、要件を充足しないということなんでありまして。ただ、そういう判断をする上において、基本の考え方として、私どもは、この事件はいま調停に付しても、その当事者なる者は、現在の理事としまして坂本氏でしょう、そういう形でやつてそれが一体どういふことになるかといふことを考えますと、調停のあり方として結局それは無権限であるかどうかといふことの一点にしろられてきてしまつて、その全体をどう解決するかといふことには必ずしも役立たない。説明が不十分でありますけれども、結局、調停にまともでない事件だといふ判断を總体的にしているといふことをつけ加えておるわけでありまして。

○稲葉誠一君　もうこれはいつまでやつても同じです、アイスクリームも出てきたからやめますが、あなたのお話を聞いておると、ぼくは、何といふか、形式要件と実質要件とがごつちやになつておるに考えられぬわけですよ。形式要件で却下したというのなら、話はまたつくとおもうんですよ。それを実質的な要件まで入つていってそれを具備していないといふことを言われて、結局もとへ戻つてきて形式要件のほうへくるから、どうもそこら辺のところがおかしい、どつちから圧力があつてやらなかつたのじゃないかといふ話が出てやらないかといふ話が出てくるんですが、これはいまのあなたの言われたような意味でそうではないといふなら、これはいまこゝで押して問答してもしょうがないから、この程度できょうはやめておきますが、これはもう少し判決がどうなるか、これは確定してみないといふと、こちらのほうとしてもそれ以上のことを強く言えませんが、まだ未確定な状態ですから、一応この程度でやめておきます。

○理事(後藤義隆君)　速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(後藤義隆君)　速記をつけて。本件の調査は、一応この程度といいたします。

○理事(後藤義隆君)　次に、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○稲葉誠一君　刑事補償法の問題ですが、これは大臣、旧法の刑事補償法と新法の刑事補償法とをこゝでいろいろの

面で違いがあると思うんですが、基本的に刑事補償の請求権というものの考へ方は違ひの点ですか。

○国務大臣(賀屋興宣君)　大体同じ趣旨でできていると思ひます。

○稲葉誠一君　そんなことはないですよ。これは違ひの点ではないですか。昭和六年に旧法ができたんでしょう。當時帝國議會で、あのときの司法大臣は渡辺千冬でしよ、あの人が言つておるの、請求権がないと言つておりましたよ。それは国家としては賠償する義務もないし、補償する義務もないんだ、こういうふうになつておるんですよ。新法になつて変わったのじゃないですか。

○国務大臣(賀屋興宣君)　旧法を取り違へて、改正以前のもので今度の改正とどつちかと、そういう意味かと思つたものですから……。

○稲葉誠一君　ああ、そうですか、改正前……。

○国務大臣(賀屋興宣君)　つまり、現行法ですね。

○稲葉誠一君　そういう意味ですか。それは私のことばの言い方が悪かつたのかもしれないが、別にひっかけようと思つて聞いたわけではありませんが、私の言うのは、旧刑事補償法と新刑事補償法とは違ひの点ではないですか……。

○国務大臣(賀屋興宣君)　現行法と改正法、ともに憲法四十条を基本にしておるわけですが、いま仰せの旧法のはうはその時代にはそういうものもございませぬ、基本は違つておると申してよろしいかと思ひます。

○稲葉誠一君　ことばのあやですけれども、改正法といつても、別に改正し

ておるわけではない。ただ金額を上げただけではないですか。改正法、改正法と言つて、何か少しちよつと違ひの点ではないですか。それはまあいいですけれどね。

そこで私の聞きたいのは、前の刑事補償法ですね、これは一日五円以内だつたわけでしょう。五円以内というのは、いつからいつまで五円以内というのが続いたわけですか。

○政府委員(竹内壽平君)　この五円以内が続きましてのは、現行法ができた昭和二十五年までたしか続いたと思ひます。

○稲葉誠一君　いつからですか。昭和六年からですか。

○政府委員(竹内壽平君)　昭和六年から昭和二十五年まででございます。

○稲葉誠一君　その間に罰金額の引き上げがあつたのじゃないですか。そこはどうかと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君)　罰金額は、御承知のように、臨時措置法によりまして引き上げがございましたが、これは昭和二十四年でございまして、この改正で刑法犯につきましては大体五十倍、これに準じた扱いになつております。

○稲葉誠一君　そうすると、罰金額だけ先に引き上げやつたわけですね。それで、刑事補償法の金額の最高金額といふものは、それと同時に引き上げなかつたわけですか。罰金と刑事補償とは違ひといへば違ひますがね。

○政府委員(竹内壽平君)　これは、當時、罰金を引き上げると同時に、憲法に先ほど大臣から仰せになりましたやうな四十条の規定が新たに設けられてきましたので、この憲法の規定を踏んまえた法律にする必要があるといふこ

とで当時提案をされたのでございませうが、審議の都合で流れてまして、二十五年に成立したというふうに承知いたしております。

○稲葉誠一君 最初にこの法案を出したときには、刑事補償は無罪に限定していたわけですか、法案を出したときには。

○説明員(伊藤栄樹君) 現行法はさうではございません。

○稲葉誠一君 いや、法案を出したときです。

○説明員(伊藤栄樹君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 あとから挿入されたんじゃないですか、衆議院と参議院で。

○説明員(伊藤栄樹君) あとから挿入された条は、二十五条の關係が一部挿入されているわけでございます。

○稲葉誠一君 最初法案を出したときには、無罪に限定していたのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 衆議院で修正された点も若干ございませう。たとえば典型的なのは、――数点でございますが、典型的な点を申し上げますと、第四條の死刑の執行に対する補償の場合につきまして、現行法の第四條第三項のただし書きでございませうが、現行法の「本人の死亡」によって生じた財産上の損失」となっておりますが、原案は「現に生じた」となっております、その「現に」が削られましたというふうな修正が若干ございませう。

○稲葉誠一君 普通犯罪で、特別犯罪じゃないもので、それで検挙されて起訴されるものと不起訴になるものとありますね、もちろん。そうすると、不起訴の場合に、嫌疑なしあるいは罪とならず――罪とならずというのはいくら

○説明員(伊藤栄樹君) 御質問の趣旨を正確に理解しなかつたかも知れませんが、公訴棄却になりました場合には第二十五條の適用がございませうので、その者も、もし最後まで審判を受けたとするならば無罪となつたと認められる場合においては、補償の対象となるわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの二十五條というのは、法案を国会へ提案されたときにあつたんですか。私の調べた範圍では、何かちよつとあとから挿入されたように聞いたんですがね。ちよつと私の勘違いかもしれませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) 第二十五條といふのは、第六回国会におきます審議の過程で参議院で挿入されたわけでありませう。

○稲葉誠一君 それから衆議院でも挿入されたのがあつたんじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 衆議院で修正された点も若干ございませう。たとえ

○稲葉誠一君 そりですか。そうすると、公訴の取り消しの場合などはどうなっているんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 公訴の取り消しは対象になっておりません。

○稲葉誠一君 共同正犯の場合に、片方が死亡してしまつた。片方の無罪が確定した。一方は死亡したから公訴棄却ですね。そういう場合はどうなんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 御質問の趣旨を正確に理解しなかつたかも知れませんが、公訴棄却になりました場合には第二十五條の適用がございませうので、その者も、もし最後まで審判を受けたとするならば無罪となつたと認められる場合においては、補償の対象となるわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの二十五條というのは、法案を国会へ提案されたときにあつたんですか。私の調べた範圍では、何かちよつとあとから挿入されたように聞いたんですがね。ちよつと私の勘違いかもしれませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) 第二十五條といふのは、第六回国会におきます審議の過程で参議院で挿入されたわけでありませう。

○稲葉誠一君 それから衆議院でも挿入されたのがあつたんじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 衆議院で修正された点も若干ございませう。たとえ

○稲葉誠一君 そりですか。そうすると、公訴の取り消しの場合などはどうなっているんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 公訴の取り消しは対象になっておりません。

○稲葉誠一君 共同正犯の場合に、片方が死亡してしまつた。片方の無罪が確定した。一方は死亡したから公訴棄却ですね。そういう場合はどうなんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 御質問の趣旨を正確に理解しなかつたかも知れませんが、公訴棄却になりました場合には第二十五條の適用がございませうので、その者も、もし最後まで審判を受けたとするならば無罪となつたと認められる場合においては、補償の対象となるわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの二十五條というのは、法案を国会へ提案されたときにあつたんですか。私の調べた範圍では、何かちよつとあとから挿入されたように聞いたんですがね。ちよつと私の勘違いかもしれませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) 第二十五條といふのは、第六回国会におきます審議の過程で参議院で挿入されたわけでありませう。

○稲葉誠一君 それから衆議院でも挿入されたのがあつたんじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 衆議院で修正された点も若干ございませう。たとえ

○稲葉誠一君 そりですか。そうすると、公訴の取り消しの場合などはどうなっているんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 公訴の取り消しは対象になっておりません。

○稲葉誠一君 共同正犯の場合に、片方が死亡してしまつた。片方の無罪が確定した。一方は死亡したから公訴棄却ですね。そういう場合はどうなんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 御質問の趣旨を正確に理解しなかつたかも知れませんが、公訴棄却になりました場合には第二十五條の適用がございませうので、その者も、もし最後まで審判を受けたとするならば無罪となつたと認められる場合においては、補償の対象となるわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの二十五條というのは、法案を国会へ提案されたときにあつたんですか。私の調べた範圍では、何かちよつとあとから挿入されたように聞いたんですがね。ちよつと私の勘違いかもしれませんか。

ないと思ひますが、嫌疑なしのほうが多いですね。こういうような場合は、いまどの程度あります。これはどうなっているのですか、これに対する補償關係は。

○説明員(伊藤栄樹君) 最近、検察庁におきます不起訴裁定の主文の区分が若干変わつておりますが、お尋ねの嫌疑なしあるいは罪とならずといふものが大体昨年以前のことだと理解いたしまして申し上げますが、御承知のように、嫌疑なしといふことで不起訴にいたしましたものは、嫌疑が不十分であるのと、全く嫌疑がないものと、言いかえますと、ことばが悪うございませうが、灰色のものと白いものといふことが言えると思ひますが、全く嫌疑のないもの、これに對しましては、被疑者補償規程と申します昭和三十三年の法務大臣訓令に基づきまして、請求または職権によつて補償をいたしております。

○稲葉誠一君 そりすると、いまは不起訴の理由には何と何があるんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 従前の不起訴区分を先ほど御説明申し上げましたが、その嫌疑なしを二つに分けまして、嫌疑不十分といふのと嫌疑なしといふのに分けております。

○稲葉誠一君 嫌疑不十分と嫌疑なしだけじゃなくて、いろいろな不起訴裁定のあれがあるでしょう。判を押すわけですね。それはどういふのがあ

○説明員(伊藤栄樹君) 相当たくさんございまして、私も全部を覚えておりませんが、代表的なものを申し上げますと、起訴猶予、嫌疑不十分、嫌疑な

し、罪とならず、裁判権なし、親告罪の告訴欠陥、告発欠陥、刑事未成年等々でございませう。

○稲葉誠一君 そりすると、いまの嫌疑なしのものだけが被疑者の補償規程、訓令一号に該当するわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 現在、嫌疑なしといふ裁定をいたしますものの多くは、もし身柄の拘束が前提となつておれば補償の対象とならうと思ひますが、これだけには限りませんで、たとえば罪とならずといふものもございませう。それからその他刑事未成年の場合でございませうとか、裁判権なしといふ場合でございませうとか、その中にも全く明白に無実であるといふ場合もあり得ることとございませうから、主文によつて機械的に補償の対象を定めるといふことは困難かと思ひます。

○稲葉誠一君 そりすると、嫌疑不十分といふ裁定の場合には、もうこれは被疑者の補償規程には入らないと、こ

○説明員(伊藤栄樹君) おおむねそのやうなことになるかと存じます。

○稲葉誠一君 おおむねといふのはどういふことですか。

○説明員(伊藤栄樹君) たとえば、例をあげますと、非常に被害金額の小さい財産犯でございまして、告訴にかかるといふ事件で、告訴の取り下げがあつたやうな場合に、最後まで調べないで処分してしまふ場合も運用上はございませうわけで、その嫌疑不十分と一応裁定したものにつきましてあとで請求が出てまいりまして調べた結果、これはとことんまで調べれば嫌疑なしあるいは罪とならずであつたと思はれる場合が考えられるわけとございませう。

○稲葉誠一君 これはこの法案に直接關係ない、その前の段階の話になつちやうわけですが、嫌疑不十分であるとか嫌疑なしとかといふことの裁定がはたして嚴格にされているかどうかといふことですね。これは竹内さん御存じだと思ひますが、いろいろな關係で、そのときの語弊がありませうけれども、そのときの感じ方や何かで相当左右されているのじゃないですか、現実問題としては。もう一つの關係は、これは法務大臣は御存じないと思ひますが、警察に對する關係があるわけですね。警察の送つてきた事件を嫌疑なしとか嫌疑不十分にしてしまふと、警察のほうでは文句を言ひわけです。あま

○稲葉誠一君 そりすると、嫌疑不十分といふ裁定の場合には、もうこれは被疑者の補償規程には入らないと、こ

○説明員(伊藤栄樹君) おおむねそのやうなことになるかと存じます。

○稲葉誠一君 おおむねといふのはどういふことですか。

○説明員(伊藤栄樹君) たとえば、例をあげますと、非常に被害金額の小さい財産犯でございまして、告訴にかかるといふ事件で、告訴の取り下げがあつたやうな場合に、最後まで調べないで処分してしまふ場合も運用上はございませうわけで、その嫌疑不十分と一

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの、主文が乱れているのじゃないかという御疑念でございませうが、私、戦後の運用を見てまいりますと、多少御指摘のやうな点がかがえないでもない。しか

が、さうな場合には補償の対象になるわけとございませう。

○稲葉誠一君 これはこの法案に直接關係ない、その前の段階の話になつちやうわけですが、嫌疑不十分であるとか嫌疑なしとかといふことの裁定がはたして嚴格にされているかどうかといふことですね。これは竹内さん御存

じだと思ひますが、いろいろな關係で、そのときの語弊がありませうけれども、そのときの感じ方や何かで相当左右されているのじゃないですか、現実問題としては。もう一つの關係は、これは法務大臣は御存じないと思ひ

ますが、警察に對する關係があるわけですね。警察の送つてきた事件を嫌疑なしとか嫌疑不十分にしてしまふと、警察のほうでは文句を言ひわけです。あま

○稲葉誠一君 そりすると、嫌疑不十分といふ裁定の場合には、もうこれは被疑者の補償規程には入らないと、こ

○説明員(伊藤栄樹君) おおむねそのやうなことになるかと存じます。

○稲葉誠一君 おおむねといふのはどういふことですか。

○説明員(伊藤栄樹君) たとえば、例をあげますと、非常に被害金額の小さい財産犯でございまして、告訴にかかるといふ事件で、告訴の取り下げがあつたやうな場合に、最後まで調べないで処分してしまふ場合も運用上はございませうわけで、その嫌疑不十分と一

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの、主文が乱れているのじゃないかという御疑念でございませうが、私、戦後の運用を見てまいりますと、多少御指摘のやうな点がかがえないでもない。しか

が、さうな場合には補償の対象になるわけとございませう。

○稲葉誠一君 これはこの法案に直接關係ない、その前の段階の話になつちやうわけですが、嫌疑不十分であるとか嫌疑なしとかといふことの裁定がはたして嚴格にされているかどうかといふことですね。これは竹内さん御存

じだと思ひますが、いろいろな關係で、そのときの語弊がありませうけれども、そのときの感じ方や何かで相当左右されているのじゃないですか、現実問題としては。もう一つの關係は、これは法務大臣は御存じないと思ひ

ますが、警察に對する關係があるわけですね。警察の送つてきた事件を嫌疑なしとか嫌疑不十分にしてしまふと、警察のほうでは文句を言ひわけです。あま

○稲葉誠一君 そりすると、嫌疑不十分といふ裁定の場合には、もうこれは被疑者の補償規程には入らないと、こ

○説明員(伊藤栄樹君) おおむねそのやうなことになるかと存じます。

○稲葉誠一君 おおむねといふのはどういふことですか。

○説明員(伊藤栄樹君) たとえば、例をあげますと、非常に被害金額の小さい財産犯でございまして、告訴にかかるといふ事件で、告訴の取り下げがあつたやうな場合に、最後まで調べないで処分してしまふ場合も運用上はございませうわけで、その嫌疑不十分と一

し、これは非常に大事なことでございまして、検事が刑事政策的な権限を与えられております以上は、これを忠実にやっております。その目的を果たすものでございまして、その点が乱れるというところは、検察の運営上よろしくない、かように考えます。その乱れるものが警察に對するメンツとかいろいろあるかもしれませんが、そういう点じやなくて、この嫌疑なしという主文のところに私は非常に疑問を感じておりましたので、これが嫌疑をもつと捜査すればいいかにはつきりする。起訴猶予になるか嫌疑なしになるかわからない状態でありまして、事件の処理をおさめるのが妥当だということもあると思います。その中間的な状態のものを嫌疑なしに從來入れておったか、嫌疑ありつまり起訴猶予のほうに入れておったかというところが分明を欠いておったかと思うのです。そこで、嫌疑なしを二つに分けて、嫌疑不十分と嫌疑なしということにすることにしまして、起訴猶予と嫌疑なしとの關係をはつきりさせていく、こういう処置をとったわけでありまして、實際問題としてそういう問題があるかと思ひますが、それはできるだけないようにして明かにしていきたいと思ひます。

が、警察から送ってきた事件で、嫌疑不十分だとか嫌疑なしになるのはどの程度パーセンテージがあるわけですか。これは事件によつて違いますね。罪とならずというのとはほとんどないと思ひます。たとえば業務上過失なんのかの場合はわりあい多いとか、いろいろあると思ひますが、どの程度になつておりますか。これは統計でどうなつておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 統計をここに持つておりませんので、正確には申し上げかねるのでございしますが、一二、三%、一五%以下のものが警察から送つてきた事件の中で嫌疑不十分あるいは嫌疑なしという裁定を受けておると思ひます。従来の運用としましては、できるだけ検挙したものはもちろん全部、微罪を除きましては送るたてまででございまして、ところが、警察のほうとしましては、検察庁へ送つても嫌疑なしという措置を受けますことは警察にとっては不名誉なことというような考え方もありました。したがいまして、すでにかなりしほつて持つてくるというような面もうかがわれますので、嫌疑なしの処分を受けたからといって警察が黒星になるといふふうには私も考へておりません。おりませんが、そういうような傾向も多少私は見えるように思ひます。そのことが、かなり送致事件といふものが中身が昔よりは厳選されているといふか、捜査が行き届いているといふ点が最近の傾向として見受けられる。その数的にあらわれたものが嫌疑なしの処分を受ける数字が低くなつてきているといふこととございします。

○稲葉誠一君 そすると、被疑者の場合には、實際に請求するといふのはほとんど少ないわけですね。これは統計がありましかれども、期間も短いし、そうないわけでしょう。實際にこれを払う場合には、どういふふうに認定して払うわけですか、それがやるんですか、これは。

○説明員(伊藤栄樹君) 被疑者補償規程の第五条にございしますが、「公訴を提起したい処分をした検察官の所属する検察庁の検察官が行ふ」といふことで、事実上は検事正のもとで行なつております。

○稲葉誠一君 それは、金額はどの程度ですか。同じですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 金額は、現在は「一日四百円以下」となつておりますが、刑事補償法のほうが御審議の結果千円以下といふことになりました、それに歩調を合わせて改正をいたしましたといふふうに考へております。

○稲葉誠一君 そすると、いまの「四百円以下」で、下限はないわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 下限はございせんが、その運用にあたりましては、刑事補償法の定めております二百円以上四百円以下、このワケ内でつとめてやるようにいふことで運用いたしております。現実の事例といたしましては、大体上限あるいはこれに近いところで補償いたしております。

○稲葉誠一君 そとで、いま現行のものが二百円から四百円なわけですが、これの出でた根拠がどこにあるのかといふことはいまここで論議しているわけじゃないんですけれども、今度の改正案で四百円から千円になるわけですが、それは現在のものを基準としてやつてゐるわけですから、現在の二百円—四百円といふものが妥当か受当でないかを一応論議しないと結論が出ない、こう思ひますが、これはどういふ数字から出てくるんですか。何かはつきりした根拠はあまりないやうなことを言つてゐるのじやないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 仰せのようには、まさにこれが基準になつたといふきめ手でも言ひような明快な基準は必ずしもなかつたやうにうかがえるのでございしますが、一応の考え方としては、昭和二十五年当時の考え方といたしましては、まず従前の旧刑事補償法、憲法四十条の規定のない時代の刑事補償法の金額の一日五円以内といふことをまず基礎に置きまして、その上に立ちまして、現行法制定当時の賃金あるいは物価、さらには刑事訴訟手続における証人日当、これらのことを勘案して出しているやうでございします。

具体的に申しますと、当時、平均賃金が三百五十円あるいは四百五十円といふところであつたこと等を一応考慮いたしまして、その時点に立ちまして、どの程度の金額を支払ふべきかという補償はなされたと言ひ得るかという常識的考慮で定められた、こういう経過になつてゐるやうに承知しております。

○稲葉誠一君 賃金と物価の、昭和七年ですか六年ですか、それと昭和二十五年ですか、これとの比較からいくと、賃金は、たとえば昭和七年から見ると百五十倍になつてゐる、物価は約二百倍になつてゐるという計算が、あつて人の計算によると出てくるわけですか。そうすると、当然そのころもさう

で五円の百五十倍ないし五円の二百倍、七百五十円から千円のところへいかなければいけなかつたのじやないかという考え方も相当あるんですがね。だから、二百円—四百円といふこと自身がすでにその基準として低かつたのじやないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) ただいま御指摘のやうな資料といふものを私も実はよく承知してゐないわけですが、昭和六年当時のたゞは証人日当を見ますと、二円以内といふ時代、それからその後しばらくして五円以内といふことになつております。そういった証人とかあるいは鑑定人、翻訳人、通訳人、こういったものをずっと大観してみまして、それにさらに賃金、物価といふやうなもの昭和二十五年当時のものを一応考慮いたしまして、そうして常識的に定められたといふやうに承知しております。

○稲葉誠一君 いま証人日当が出ましたけれども、証人日当は、昭和六年の二円以内からどういふふうに変化してきたんですか。あるいは調停委員の日当にしろ、それから鑑定人——鑑定人はちよつと違ひますから、これは別ですが、通訳人などもありますね。その変化はどういふふうになつてきてゐるのか、それとこの刑事補償法の金額との対比がどうなつてゐるのか、これを何か表があれば出していただきたい。

○説明員(伊藤栄樹君) お手元にすでに差し上げてございします経長の「参考資料」といふ印刷物がございますが、その第7表といふところに一応私どもの関知しております分だけをあげてございします。詳細はそれをとらんいただきましたと存じますが、大正十年証人

日当二円以内から始まりまして、現在昭和三十一年の法改正により千円以内といふところまで表に出してあるわけでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、いまは証人日当は三百円以内からぐっと一ぺんに千円以内になったわけですね。ほとんどみんな、検察審査会の証人でも千円以内ですね。それと、刑事補償で拘禁されていた者の苦痛ですね、いろいろな面での。これが同じだといふのはちよつとおかしいのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　この金額の点につきましてはいろいろ考へ方もあろうかと存じますが、一応昭和二十五年当時から現在までの物価あるいは賃金の上昇状況その他の経済状況等も今度考慮に入れておるわけでございますが、それでまいりますと四百円以上八百円以下といふような数字が出るわけでございますが、御指摘のように証人日当が千円といふことになっておりますことも考慮いたしまして、御審議願つております法律案におきましては上限を千円といふふうにしてあるわけでございます。

○稲葉誠一君　調停委員の日当なんかいまだとなつておりますか。この前は七百円でしたね。

○説明員(伊藤栄樹君)　そのように承知しておりますが、刑事の証人の日当につきましては、国会における附帯決議がございましたような事情もございまして、昭和三十一年に一倍に三倍以上に引き上げられた、こういう事情にございまして。

○稲葉誠一君　いまよく聞かぬかつたんですが、国会の附帯決議で引き上げたつたといふのは、何ですか、証人の日当ですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　さうでありまして、第三十八国会で証人の日当に関する附帯決議がございまして、その御意思を尊重して一倍に引き上げたといふ事情になっております。

○稲葉誠一君　そうすると、いままでの附帯決議で証人日当が引き上げられたといふことになれば、刑事補償の問題でこれはすでに衆議院では附帯決議がついておるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　お説のとおりでございます。

○稲葉誠一君　衆議院での附帯決議といふのはどんなものでした。

○説明員(伊藤栄樹君)　ただいま正確には読み上げたいと存じますが、今後の経済情勢の変動に応じて次の引き上げを考慮すべきである、こういう御趣旨であつたと思ひます。

○稲葉誠一君　法務大臣、いまお聞きのように、これは衆議院でも附帯決議でもつと今後の状況に応じては上げろといふふうなことが出てゐるわけですね。実際に拘禁されて非常な苦痛を得た無罪になつた者が千円以内といふのは、これはちよつと割り切れなないことなんで、将来この問題についてこれを引き上げること、刑事補償の金額ですね、引き上げること、大臣として十分な努力をされるかどうか、この点をちよつと承りたいと思ひます。

○国務大臣(賀屋興宣君)　これは普通の給与とは違ひますが、給与にいたしましては、何が適正かといふことにはずいぶんいろいろな角度から議論がある。そこで、経済情勢の変動、取引、物価の変動等によりまして上げる

場合には、一応現行のものを基準にいたしまして考へるのが普通でございまして。ただ、その現行のものが著しく高過ぎるか低過ぎるか、こういうようなことが明らかな場合には、むしろそれは考慮すべきと思ひます。それでない場合は、一応現行のものを基準にしてするのが妥當な普通の処置だと思ひるのであります。

それで、二百円―四百円といふのは大体十数年来実行されておりました。それで、いま政府委員が御説明いたしましたように、物価、貨幣価値、同時に収入の面の賃金等をしんしゃくいたしますと、昭和二十五年から大体倍といふ係数が出るわけでありまして、それで、二百円―四百円を四百円―八百円にしましたことは一応私も審議の途中において妥當だと思ひます。ただ、最高限を、証人の日当等の関係もあり、むしろ八百円を千円に上げたわけでございますから、その意味におきまして適当なりと考へた次第でございまして。

それで、昭和二十五年のときに正しかつたかどうか。これもいろいろ議論の余地はあろうと思ひますが、私はそのときの事情をほんとうはよく存じませんが、罰金が戦前の五十倍になつておる。そうすると、戦前の五円といふのが、二百円―四百円でありまして、四十倍ないし八十倍でございまして。これもどつちかといふと罰金の引き上げよりやや引き上げが幾らか強い。一応前のものがかりによるべき基準とすれば、大体よろしいのじゃないかといふふうな今度の引き上げのことについて検討する場合に思つた次第でございまして。

○稲葉誠一君　いまよく聞かぬかつたんですが、国会の附帯決議で引き上げたつたといふのは、何ですか、証人の日当ですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　さうでありまして、第三十八国会で証人の日当に関する附帯決議がございまして、その御意思を尊重して一倍に引き上げたといふ事情になっております。

○稲葉誠一君　衆議院での附帯決議といふのはどんなものでした。

○説明員(伊藤栄樹君)　ただいま正確には読み上げたいと存じますが、今後の経済情勢の変動に応じて次の引き上げを考慮すべきである、こういう御趣旨であつたと思ひます。

○稲葉誠一君　法務大臣、いまお聞きのように、これは衆議院でも附帯決議でもつと今後の状況に応じては上げろといふふうなことが出てゐるわけですね。実際に拘禁されて非常な苦痛を得た無罪になつた者が千円以内といふのは、これはちよつと割り切れなないことなんで、将来この問題についてこれを引き上げること、刑事補償の金額ですね、引き上げること、大臣として十分な努力をされるかどうか、この点をちよつと承りたいと思ひます。

○国務大臣(賀屋興宣君)　これは普通の給与とは違ひますが、給与にいたしましては、何が適正かといふことにはずいぶんいろいろな角度から議論がある。そこで、経済情勢の変動、取引、物価の変動等によりまして上げる

場合には、一応現行のものを基準にいたしまして考へるのが普通でございまして。ただ、その現行のものが著しく高過ぎるか低過ぎるか、こういうようなことが明らかな場合には、むしろそれは考慮すべきと思ひます。それでない場合は、一応現行のものを基準にしてのが妥當な普通の処置だと思ひるのであります。

それで、二百円―四百円といふのは大体十数年来実行されておりました。それで、いま政府委員が御説明いたしましたように、物価、貨幣価値、同時に収入の面の賃金等をしんしゃくいたしますと、昭和二十五年から大体倍といふ係数が出るわけでありまして、それで、二百円―四百円を四百円―八百円にしましたことは一応私も審議の途中において妥當だと思ひます。ただ、最高限を、証人の日当等の関係もあり、むしろ八百円を千円に上げたわけでございますから、その意味におきまして適当なりと考へた次第でございまして。

それで、昭和二十五年のときに正しかつたかどうか。これもいろいろ議論の余地はあろうと思ひますが、私はそのときの事情をほんとうはよく存じませんが、罰金が戦前の五十倍になつておる。そうすると、戦前の五円といふのが、二百円―四百円でありまして、四十倍ないし八十倍でございまして。これもどつちかといふと罰金の引き上げよりやや引き上げが幾らか強い。一応前のものがかりによるべき基準とすれば、大体よろしいのじゃないかといふふうな今度の引き上げのことについて検討する場合に思つた次第でございまして。

○稲葉誠一君　いまよく聞かぬかつたんですが、国会の附帯決議で引き上げたつたといふのは、何ですか、証人の日当ですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　さうでありまして、第三十八国会で証人の日当に関する附帯決議がございまして、その御意思を尊重して一倍に引き上げたといふ事情になっております。

○稲葉誠一君　調停委員の日当なんかいまだとなつておりますか。この前は七百円でしたね。

○説明員(伊藤栄樹君)　そのように承知しておりますが、刑事の証人の日当につきましては、国会における附帯決議がございましたような事情もございまして、昭和三十一年に一倍に三倍以上に引き上げられた、こういう事情にございまして。

○稲葉誠一君　いまよく聞かぬかつたんですが、国会の附帯決議で引き上げたつたといふのは、何ですか、証人の日当ですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　さうでありまして、第三十八国会で証人の日当に関する附帯決議がございまして、その御意思を尊重して一倍に引き上げたといふ事情になっております。

○稲葉誠一君　そうすると、いままでの附帯決議で証人日当が引き上げられたといふことになれば、刑事補償の問題でこれはすでに衆議院では附帯決議がついておるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　お説のとおりでございます。

○稲葉誠一君　衆議院での附帯決議といふのはどんなものでした。

○説明員(伊藤栄樹君)　ただいま正確には読み上げたいと存じますが、今後の経済情勢の変動に応じて次の引き上げを考慮すべきである、こういう御趣旨であつたと思ひます。

○稲葉誠一君　法務大臣、いまお聞きのように、これは衆議院でも附帯決議でもつと今後の状況に応じては上げろといふふうなことが出てゐるわけですね。実際に拘禁されて非常な苦痛を得た無罪になつた者が千円以内といふのは、これはちよつと割り切れなないことなんで、将来この問題についてこれを引き上げること、刑事補償の金額ですね、引き上げること、大臣として十分な努力をされるかどうか、この点をちよつと承りたいと思ひます。

○国務大臣(賀屋興宣君)　これは普通の給与とは違ひますが、給与にいたしましては、何が適正かといふことにはずいぶんいろいろな角度から議論がある。そこで、経済情勢の変動、取引、物価の変動等によりまして上げる

場合には、一応現行のものを基準にいたしまして考へるのが普通でございまして。ただ、その現行のものが著しく高過ぎるか低過ぎるか、こういうようなことが明らかな場合には、むしろそれは考慮すべきと思ひます。それでない場合は、一応現行のものを基準にしてのが妥當な普通の処置だと思ひるのであります。

それで、二百円―四百円といふのは大体十数年来実行されておりました。それで、いま政府委員が御説明いたしましたように、物価、貨幣価値、同時に収入の面の賃金等をしんしゃくいたしますと、昭和二十五年から大体倍といふ係数が出るわけでありまして、それで、二百円―四百円を四百円―八百円にしましたことは一応私も審議の途中において妥當だと思ひます。ただ、最高限を、証人の日当等の関係もあり、むしろ八百円を千円に上げたわけでございますから、その意味におきまして適当なりと考へた次第でございまして。

それで、昭和二十五年のときに正しかつたかどうか。これもいろいろ議論の余地はあろうと思ひますが、私はそのときの事情をほんとうはよく存じませんが、罰金が戦前の五十倍になつておる。そうすると、戦前の五円といふのが、二百円―四百円でありまして、四十倍ないし八十倍でございまして。これもどつちかといふと罰金の引き上げよりやや引き上げが幾らか強い。一応前のものがかりによるべき基準とすれば、大体よろしいのじゃないかといふふうな今度の引き上げのことについて検討する場合に思つた次第でございまして。

○稲葉誠一君　いまよく聞かぬかつたんですが、国会の附帯決議で引き上げたつたといふのは、何ですか、証人の日当ですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　さうでありまして、第三十八国会で証人の日当に関する附帯決議がございまして、その御意思を尊重して一倍に引き上げたといふ事情になっております。

○稲葉誠一君　そうすると、いままでの附帯決議で証人日当が引き上げられたといふことになれば、刑事補償の問題でこれはすでに衆議院では附帯決議がついておるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　お説のとおりでございます。

○稲葉誠一君　衆議院での附帯決議といふのはどんなものでした。

の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した」と、こう書き添えたために、この五十万円のほうは財産上の損害以外の損害、つまり精神上の損害だけに、慰謝料的なものだけになる、こういうふうに解釈をせざるを得ないわけでございます。その点、一項と三項とは補償の内容の意味が違つておると理解しております。

○後藤義隆君　そこで、四条の第一項の場合に、これは改正されれば一日千円ということになるわけですが、実際の財産上の損害だけでも千円以上ということが明らかに認められるような場合には、千円だけでも打切ることとは適当でないのじゃないかというふうに考えられるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(竹内壽平君)　そういう場合もあろうかと思いますが、国が一つのきまつた額として補償をするという場合には、その人々、個人個人の事情によりまして、ある人はもっと大きな損害もありましょうし、ある人はもっと小さい損害にとどまる場合もあろうかと思いますが、そういうものを引つくるめまして一つのきまつた額で補償する、これがこの法律の性格からくる一つの額のきめ方であらうと思ひます。したがいまして、人によりまして損害の証明があつたといひましたしても、その部分についてプラスして補償するということは刑事補償の性格から申しまして適当でない。こういうことで、この線で定型化して、これだけに限定して考えるという思想のもとにこの法案はできているのであります。

○後藤義隆君　四条の一項と国家賠償の規定との関係はどうなりますか。

○政府委員(竹内壽平君)　国家賠償と刑事補償とは、競合して適用を見る場合があるのでございます。この刑事補償のほうは、それに携わりました公務員等が故意、過失何ら問うところなく、いやしくもこういうふうな拘禁を受けました者が無罪と同じような結果を招きました場合には、これに對して国が補償をするという制度でございます。それから国家賠償のほうは、その公務員が公務の遂行の過程におきまして故意または過失があつた場合に、国がその公務員のやつた行為に對して補償をする、これが国家賠償でございます。

したがつて、公務員にしてみれば故意または過失があつて刑事補償の規定しておりますような無実の結果があつて証明されたという場合には、刑事補償としても補償されますし、国家賠償としても補償されます。しかし、両者の間、二重に補償するという趣旨ではございせん、刑事補償のほうが多ければ国家賠償のほうは棄却になりますし、国家賠償のほうが多くなれば刑事補償をした分を差し引きましたものが支給される、こういうことで、両者の関係は競合し、かつ金額におきましては両方やるといふことでなくて、差し引いてやるといふ趣旨でございます。

○後藤義隆君　外国のほうでは、こういうふうな刑事補償の関係は大体どういうふうになつておりますか。

○説明員(伊藤榮樹君)　お手元へ参つていないかと思ひますが、「刑事補償に関する各国立法例」という刷

り物を差し上げてございますが、アメリカ、フランス、ドイツ、オーストリア、ハンガリアの典型的な五カ国につきまして一応調査をいたしてございしますが、詳細は省略いたしますが、わが国におきます刑事補償は、その範囲におきましてこれらの諸国に比べますと最も広い部類に属するのではないかと、いうふうに存じます。

○後藤義隆君　それから、いただいた資料の第10表ですね、ここにありますように、無罪の確定した事件に對する割合において補償を請求した人員が非常に少ないようですが、どういふ関係ですか。

○説明員(伊藤榮樹君)　無罪の言い渡しを受けた、あるいは確定いたしました人員の中には、訴訟手続中に身柄の拘束を受けていない者が相当あるわけでございます。それらの者につきましては請求がございせん。また、中には、身柄の拘束を受けましたにもかかわらず期間であるとかというふうなことであるために請求をしない方もあるのじゃないかと存じます。

○委員長(中山福藏君)　本案の質疑は一応この程度にとどまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後五時九分散会